

No.	区分	施設名 (認可外保育施設) (居宅訪問型を除く)	常勤職員				非常勤職員							計	
			施設 長 設置	女性			保育士	無資格 従事者	調理員	栄養士	うち 調理に 携わっ ていな い者	看護師	その他 の職員		うち 子育て 支援員
				専任	保育士	無資格 従事者									
36	病院内	サン・レモリハビリ病院 託児所	設置	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
37	病院内	キッズルームすばる	設置	0	8	0	4	0	0	0	0	1	0	0	13
38	病院内	長崎労災病院 保育所 ひまわり	未設置	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4
39	病院内	地方独立行政法人 北松中央病院 なでしこ保育所	設置	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5
40	事業所	キッズルームぎんが	設置	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4
41	その他	愛和幼稚舎	設置	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
42	病院内	佐世保市総合医療センター院内託児所「きらら キッズ」	未設置	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	7
43	事業所	長崎工場 わかば保育園	設置	0	6	0	3	0	1	0	0	0	0	0	12
44	事業所	ハウステンボス保育園	設置	0	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	13
45	その他	茉莉保育所	未設置	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	5
46	その他(幼)	広田幼稚園 いちごクラス	設置	1	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	12
計			0	2	47	4	25	1	1	0	4	1	0	1	87

なお、従来、乳児が4人以上入所している保育所等において、保健師、看護師、准看護師（以下、「看護師等」という。）を1人限り保育士としてみなすこととされていたが、少子化の進行により保育所等に入所する乳児が4名付近となるケースが増え、乳児1人の入退所の影響で看護師等をみなし保育士として配置できるかどうかを左右されるため、安定して看護師等を雇用できるように乳児の在籍人数の要件を撤廃する厚生労働省令の改正が行われたことから、佐世保市条例の改正が行われた。

【評価】

佐世保市においては、保育士等の配置に関して法定の配置基準を満たしており、保育士の数は充足していることは評価されるべきである。

【意見】

今後も保育士確保のための施策は必要であると考え。具体的には、子育て支援員やパート保育士の採用に対する補助や、県と連携して市の潜在保育士に

保育の現場に入ってもらえるような施策の実施といったことを考慮されたい。

法定の配置基準は最低の基準であり、従来から、この基準では子どもの人数に対して保育士が少なすぎるという配置基準見直しの要望があった。そして、2023年12月22日の子ども家庭庁の「こども未来戦略」において、2024年度から、4・5歳児については、保育士の配置基準が子どもの数30人から25人へと改正されることになった。

これに伴い、4・5歳児クラスの定員は25名に変更となりクラスの数が増えることとなれば、保育士の確保が必要となる。

さらに、子ども家庭庁では、他の年齢のクラスの保育士の配置基準についても見直しを進めることが示唆されている。

- 3歳児クラスの配置基準について（20人→15人へ）

【2024年度こども家庭庁予算案のポイント P8/子ども家庭庁参考】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/b67815f7/20231222_policies_budget_15.pdf

- 1歳児クラスの配置基準について（6人→5人へ）

【子ども未来戦略 p19/子ども家庭庁参考】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fb115de8-988b-40d4-8f67-b82321a39daf/b6cc7c9e/20231222_resources_kodomo-mirai_02.pdf

さらには、国は、親が就労していなくても子どもを保育所などに預けることができる新たな制度（誰でも通園制度）の創設も目指している。

前述の通り、佐世保市の保育士の数は現基準によれば充足しているが、施設

が余裕のある運営を行うには、保育士等の人数を増やしたいと考えているという意見があるとのことである。他方、佐世保市においては乳幼児の人口は減少傾向であり、保育所等を利用する子どもの数も年々減少していることから、施設側の経営の観点からも保育士の採用に関して慎重にならざるを得ないという事情もある。

しかしながら、上記配置基準改善や新たな制度の創設という国の方針に鑑みると、保育士確保の要請は継続していくものと予想されることから、今後も保育士確保のための施策を継続されたい。

【意見】

2023（令和5）年度の、看護師等を置いている（非常勤も含む）施設の数及び割合は、以下の表のとおりである。

	施設数	看護師等を設置している施設数	割合
認可保育所	63	41	65%
幼保連携型認可 子ども園	13	12	92%
保育所型認可 も園	8	7	87%
幼稚園型認可 も園	20	5	25%
地域型保育事業 所	4	0	0%
認可外保育施設	5	1	20%

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園以外の施設については、看護師等の設置割合が低い。

前提として、看護師の設置については、法令上の義務ではない。佐世保市においては、条例において補助金を交付していたが、2024（令和6）年で廃止予定である。

もともと、施設においては与薬依頼やアレルギー対応が必要とされ、また体調の悪い子どもの対応などを保育士が行うのでは保育士の負担も大きい。これを専門職である看護師が担うことによって、保護者も安心して子どもを預けることができるし、保育士の負担も軽減され、結果として質の高い保育が可能になると考えられる。よって、今後も看護師等の配置は促進していくべきであるから、看護師の設置割合を高める施策は継続すべきである。

この点、市としては、医療的ケア児の利用に必要とされる看護師等の配置に対する補助金については、「佐世保市特別保育事業補助金交付要綱」および「佐世保市看護師等配置促進事業実施要綱」に基づき交付することとして制度を継続していくとのことである。

その他の看護師の配置については、保育所等の配置特例としてみなし保育士として配置することが可能となったため、その費用については運営費（施設型給付費）として給付が可能となったため、従来条例に定められていた看護師配置に係る補助金は廃止されることとなったとのことである。

オ 保育士等の処遇改善等について

（1）保育士等の勤務継続状況

保育士等の勤務継続状況は、以下の表の通りである。

新規採用職員の勤務継続状況（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）
※継続勤務者数は令和5年4月1日現在

No.	保育所名	H29年度採用		H30年度採用		H31(R1)年度採用		R2年度採用		R3年度採用		R4年度採用		R5年度採用	
		採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数
84	中部子育て支援センター（大黒保育所）	0	0	0	0	0	0	0	0	25	21	3	20	3	0
85	東部子育て支援センター（早岐保育所）	0	0	1	0	3	2	0	0	1	1	1	1	1	0
86	北部子育て支援センター（上相津保育所）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公立	0	0	1	0	3	2	0	0	26	22	4	21	4	0
87	大野保育所	2	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
88	光の子乳児保育園	2	2	2	1	2	1	0	0	1	1	1	1	1	0
89	日野保育園	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0
90	保育所海光園	0	0	1	0	1	0	1	0	4	3	3	2	0	0
91	進徳保育園	2	1	1	1	1	1	2	1	1	0	1	0	1	0
92	みどり保育園	2	2	0	0	2	1	1	1	3	2	0	0	2	0
93	三浦保育園	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
94	江永保育園	2	1	0	0	2	2	1	1	2	1	0	0	0	0
95	天童保育園	4	1	7	2	3	0	3	0	4	2	1	1	0	0
96	ひばり保育園	4	1	5	1	7	1	4	0	4	2	5	3	0	0
97	天神保育園	2	2	2	2	2	1	3	1	3	2	0	0	0	0
98	すみれ保育園	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0
99	須佐保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
100	相浦保育園	0	0	1	1	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0
101	藤原幼児園	1	1	0	0	2	2	0	0	2	1	0	0	0	0
102	薫ヶ丘幼児園	0	0	2	2	3	1	1	0	1	1	1	1	0	0
103	やますみ幼児園（認定こども園）	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	0
104	あさひ保育園	2	2	2	2	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0
105	春日幼児園	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
106	新田保育園	3	1	2	1	2	2	1	1	2	1	0	0	0	0
107	花高保育園	2	1	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
108	稚木保育園	0	0	0	0	1	1	1	1	4	4	1	1	0	0
109	アトム保育園	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
110	もみじが丘保育園	3	0	6	3	3	2	8	2	3	2	7	4	0	0
111	愛光保育園	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	2	0
112	針尾保育園	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
113	かいぜ保育園	1	1	4	2	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0
114	有福保育園（認定こども園）	2	2	0	0	1	0	3	3	1	1	4	4	0	0
115	奥地シティ復興保育園（認定こども園）	1	1	6	4	2	2	3	2	3	0	1	1	0	0
116	ルンビニ保育園	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0
117	鹿野緑ステーション保育園（認定こども園）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118	佐世保中央保育園	0	0	2	1	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0
119	世知原保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120	ゆりかご保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
121	吉井北保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
122	おはしほいくえん	2	16	1	18	1	19	0	18	1	19	3	21	0	0
123	ひとみ保育園	1	1	1	1	1	1	3	3	0	0	0	0	0	0
124	宇久幼児園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	純心保育園	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
126	大崎保育園	2	0	1	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	6
127	三川内保育園	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
128	日宇保育所	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
129	ほっほこども園（認定こども園）	3	2	1	0	3	1	5	2	3	2	3	2	1	0
130	柚木保育所	1	1	3	2	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0
131	御船保育園	2	2	2	1	5	2	3	2	2	2	3	3	1	1
132	にじいろ保育園	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	2	2	3	0
133	楠橋保育所	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0
134	青井にじいろこども園（認定こども園）	1	0	1	0	2	2	1	1	5	5	1	1	0	0
135	めばえ保育園	0	0	1	1	1	1	3	2	3	3	1	1	1	0
136	保育サロン たんぽぽ	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
137	こぼと幼稚園	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	3	3	0	0
138	私立保育園 マミー	0	0	0	0	1	0	1	1	3	3	1	0	2	0
139	させぼ駅前保育園	4	3	0	0	6	2	2	1	1	1	5	2	0	0
140	森のほいくえん（認定こども園）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
141	太陽の子保育園	0	0	4	5	1	4	2	3	1	2	1	1	1	0
142	ベビーホームちびっ子の家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
143	大野ベビーセンター	2	1	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
144	さくら保育園	3	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
145	塩浜青い実幼児園（認定こども園）	0	0	24	14	10	4	4	1	3	1	4	4	1	0
146	さつき保育園	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	3	2
	私立	65	53	94	73	76	61	80	65	78	73	63	66	27	9
	計	65	53	95	73	79	63	80	65	104	95	67	87	31	9

No.	施設名 (幼保連携型認定こども園)	新規採用職員の勤務継続状況（保育士・保育教諭・幼稚園教諭） ※継続勤務者数は令和5年4月1日現在													
		H29年度採用		H30年度採用		H31(R1)年度採用		R2年度採用		R3年度採用		R4年度採用		R5年度採用	
		採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数
37	幼保連携型認定こども園 光の子グレースこども園	4	0	6	2	2	0	5	2	3	3	2	0	3	3
38	認定こども園 九州文化学園幼稚園	3	1	3	3	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0
39	幼保連携型認定こども園 江迎幼稚園・保育園	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
40	幼保連携型認定こども園 比良幼児園	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0
41	幼保連携型認定こども園 御堂青い実幼児園	1	1	2	1	2	2	0	0	1	0	2	2	0	0
42	幼保連携型認定こども園 江迎青い実幼児園	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	2	0
43	幼保連携型認定こども園 赤崎青い実幼児園	5	2	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0
44	幼保連携型認定こども園 歌ヶ浦青い実幼児園	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0
45	幼保連携型認定こども園 小佐々幼稚園・保育園	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	2	0
46	みなとこども園	2	2	3	3	1	1	0	0	5	5	3	3	0	0
47	昭徳こども園	0	0	4	4	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
48	CANDYこども園	0	0	0	0	4	2	2	1	2	2	3	3	0	0
49	双葉こども園	2	1	2	2	2	0	3	1	0	0	4	4	3	0
私立		21	10	22	16	15	8	14	6	17	15	19	17	13	3
計		21	10	22	16	15	8	14	6	17	15	19	17	13	3

No.	施設名 (保育所型認定こども園)	新規採用職員の勤務継続状況（保育士・保育教諭・幼稚園教諭） ※継続勤務者数は令和5年4月1日現在													
		H29年度採用		H30年度採用		H31(R1)年度採用		R2年度採用		R3年度採用		R4年度採用		R5年度採用	
		採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数
6	認定こども園 島地シティ夜間保育園	1	1	6	4	2	2	3	2	3	0	1	1	0	0
7	認定こども園 佐世保ステーション保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	認定こども園 ぼっぼこども園	3	2	1	0	3	1	5	2	3	2	3	2	1	0
9	認定こども園 森のほいくえん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	やまづみ幼児園	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	0
11	吉井にじいろこども園	1	0	1	0	2	2	1	1	5	5	1	1	0	0
12	塩浜青い実幼児園	0	0	24	14	10	4	4	1	3	1	4	4	1	0
13	有福保育園	2	2	0	0	1	0	3	3	1	1	4	4	0	0
計		7	5	32	18	19	10	16	9	15	9	13	12	5	0

No.	施設名 (幼稚園型認定こども園)	新規採用職員の勤務継続状況（保育士・保育教諭・幼稚園教諭） ※継続勤務者数は令和5年4月1日現在													
		H29年度採用		H30年度採用		H31(R1)年度採用		R2年度採用		R3年度採用		R4年度採用		R5年度採用	
		採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数	採用者数	うち継続勤務者数
8	認定こども園 アソカ幼稚園	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0
9	認定こども園 大野幼稚園	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
10	認定こども園 東大野幼稚園	4	1	3	0	4	1	2	1	3	1	2	2	0	0
11	認定こども園 東相浦幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	認定こども園 皆瀬幼稚園	4	2	4	0	3	0	5	1	1	1	9	9	3	0
13	認定こども園 東明幼稚園	6	1	5	3	4	2	7	3	6	3	4	3	2	0
14	認定こども園 菊の香幼稚園	0	0	0	0	1	1	0	0	2	1	4	3	1	0
15	認定こども園 アソカ北幼稚園	0	0	1	1	3	3	2	1	0	0	0	0	2	0
16	認定こども園 桜の聖母幼稚園	2	2	1	0	1	1	2	1	1	1	3	3	1	0
17	認定こども園 松円幼稚園	0	0	2	1	1	1	2	2	0	0	2	2	0	6
18	認定こども園 日野幼稚園	2	1	3	1	1	0	4	2	3	3	1	0	2	0
19	認定こども園 早岐幼稚園	1	0	1	0	0	0	2	1	2	1	2	1	1	1
20	認定こども園 柚木幼稚園	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
21	認定こども園 相浦幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	認定こども園 深信幼稚園	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
23	認定こども園 さつき幼稚園	2	1	1	0	4	3	1	1	1	1	4	3	3	0
24	認定こども園 いしだけ幼稚園	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0
25	認定こども園 大宮幼稚園	0	0	2	0	1	1	2	2	2	1	0	0	0	0
26	認定こども園 花高幼稚園	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	2	1	2	0
27	認定こども園 早岐くりのみ幼稚園	0	0	3	1	3	1	2	1	2	2	2	2	0	0
計		22	9	31	8	29	16	37	19	26	17	37	31	23	9

【意見】

新規採用職員の勤務継続状況は施設によって異なるが、ほぼ毎年新規採用職員の半数以上が退職しているなど、勤務継続状況が極端に悪いところも見られる。このような施設には、職員の職場環境の実態など調査を行い、改善を求めべきである。また、職場環境改善や魅力ある職場作りに向けた啓発セミナー等の実施を継続し、また増やしていくことについても検討されたい。

この点、市としては、長崎県こども未来課の「令和5年度職場環境改善等アドバイザー派遣」事業を周知し、希望とりまとめを行っているとのことである。

【意見】

幼児教育・保育の量・質を確保するためには、保育士等を確保するだけでなく、保育士等にとって魅力ある職場づくり、働きやすい職場環境を整備する

ことで、保育士等が長く働け多様な経験を積むことができることが重要である。処遇改善のほか、保育士等の持ち帰り残業問題や、発達の問題のある子ども、特別な支援を要する子どもへの対応、保護者対応などの問題、保育士等の業務が多岐にわたることなど、改善すべき問題は山積みである。

この点、市は保育士確保講座の参加者と直接話をして保育士等の処遇改善や職務上の困りごとといった観点から話を聞いているとのことであり、たとえば施設からの記録様式の書き方や、見直し等の相談に応じ、保育士の業務負担軽減につながるような対応を行っているとのことである。もっとも、上述のとおり保育士を取り巻く問題は多岐にわたることから、長期にわたり保育士等の定着を図るための方策を実施していくには、まずは広く現場の保育士等の意見や提案を伺い、何を求めているかという実態把握と課題を抽出することが有益かつ必要ではないかと思われる。よって、市の全保育士等を対象にアンケート調査を行うことも検討されたい。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

ア 適正な施設運営

(ア) 事業の目的及び内容

保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等に対する指導監査等を計画的に行うことにより、適正な施設運営を図る。

(イ) 根拠法令等

指導監査等は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係法令、佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をはじめとする関係条例及び諸通知等に基づき、サービス利用者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたり、実地による検査及び調査を実施するものである。

(ウ) 実施方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2021（令和3）年度は、当初から実地監査の延期を余儀なくされ、10月から1月にかけて半日監査に切り替えて監査を実施したものの、監査対象の半数以上の施設について書面審査を行うこととなった。

2022（令和4）年度は、十分な感染症対策の上、実地監査を行うことを基本としつつ、状況等に応じて、半日監査や書面監査への切り替えなど弾力的な監査を行うこととした。

また、実地監査をより短時間で効率的かつ効果的に行うため、監査項目を毎年確認する項目と3年に1回確認する項目に分けて確認することとした。

具体的には、監査項目を、「運営管理」「職員処遇」「入所者支援」及び「経理事務」の4つに分類し、その中から安全や健康に関すること及び金銭の取扱いに関することを毎年確認する項目とした。

それ以外の項目については、①「運営管理」②「職員処遇」③「入所者支援」及び「経理事務」の3つに分けて、3年に1回重点的に確認することとした。

2022（令和4）年度の監査項目は以下のとおりである。

◇令和4年度の主な監査項目◇

分類	主な監査項目
運営管理	◇配置基準に則した職員配置は行われているか。 ◇保育室等の設備について、市条例で定める基準を満たしているか。 ◇消防法等の法令に基づく設備の整備及び点検、計画の策定及び訓練が実施されているか。 ◇非常災害及び防犯対策（訓練など）を講じているか。 ◇苦情解決の体制が整備され、適切に対応しているか。 ◇運営規程（園則）を定めているか、また、必要事項は定められているか。 ◇職員、財産、収入及び入所者の処遇の状況がわかる帳簿を整備しているか。 ◇利用申込者に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 ◇危機管理マニュアル（事故防止、事故発生時対応、非常災害対策、感染症対応、食中毒対応など）を作成し、職員に周知されているか。

	◇子どものケガの補償など、損害（賠償責任）保険に加入しているか。 ◇設備、遊具等を点検し、点検結果を記録しているか。 ◇交通安全指導を行っているか。 ◇乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止対策を講じているか。
職員処遇	◇職員の健康診断は適切に行われているか。 ◇就業規則は適切に改正され、労働基準監督署に変更を届け出ているか。 ◇就業規則は職員に周知されているか。 ◇職員に対して研修の機会を確保しているか。
入所者支援	◇子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、適切に把握しているか。 ◇子どもの健康診断は適切に行われ、記録は整理・保管されているか。
経理事務	◇経理規程に則した諸帳簿の整備と経理事務は行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・勘定科目及び仕訳は適切か。 ・会計帳簿は適正に整備、保管されているか。 ・収入、支出処理は適正に行われているか。 ・固定資産の管理は適正に行われているか。 ・契約は適正に行われているか。 ◇私立保育所において、委託費の弾力運用は適切に行われているか。
その他	令和3年度監査で指導した事項は、改善・処理されているか。

(エ) 実施結果・達成状況等

a 指導監査等の実施状況

実施期間：2022（令和4）年6月22日～2023（令和5）

年3月15日

施設類型	種類	令和4年度の指導監査実施状況			
		施設数	計画数	実施数	計画達成率
私立保育所	指導監査 (施設監査)	55	55	55	100%
認定こども園 (保育所型及び幼保連携型)		21	21	21	100%
家庭的保育事業等		4	4	4	100%
助産施設		1	1	1	100%
認可外保育施設	指導監督 (立入調査)	24	23	23	100%
計		105	104	104	100%

※ 令和4年度の立入調査は、施設数に対して計画数が1件少ないが、要綱によりおおむね2年に1回実施する施設があり、令和3年度に立入調査を実施していた1施設について、令和4年度の計画から除外したものである。

なお、おおむね2年に1回実施する施設は、幼稚園型認定こども園に併設している認可外保育施設がこれに該当する。

b 指導監査等の結果

指導監査等の結果は以下の通りである。

施設類型別の指導監査結果

施設類型	令和4年度の指導監査結果			
	指導事項が 無かった施設数	指導事項があった施設数		計
		うち文書指摘 をした施設数		
私立保育所	17 (30.9%)	38 (69.1%)	1	55
認定こども園 (保育所型及び幼保連携型)	8 (38.1%)	13 (61.9%)	0	21
家庭的保育事業等	2 (50.0%)	2 (50.0%)	1	4
助産施設	1 (100%)	0 (0%)	0	1
認可外保育施設	16 (69.6%)	7 (30.4%)	0	23
計	44 (42.3%)	60 (57.7%)	2	104

※ 文書指摘とは、法令等に明らかに違反し、施設の運営や入所者の処遇等に重大な支障が生じる恐れがある場合、又は過去の指導事項に対して改善を怠っている場合に、書面での改善報告を求める指導である。

※ 文書指摘については、指摘した全ての施設から改善報告を受けている。

【意見】

現在佐世保市では、以下の施設において児童送迎バスが利用されている。

◎佐世保市が運行する児童送迎バス（すぎのこ園送迎バス）

	利用者数	利用料	運行状況	児童の置き去り防止措置有無
平成 28 年	25 名	無し	市内一円	無し
平成 29 年	29 名	無し	市内一円	無し
平成 30 年	27 名	無し	市内一円	無し
平成 31 年 （令和元年）	23 名	無し	市内一円	無し
令和 2 年	24 名	無し	市内一円	無し
令和 3 年	29 名	無し	市内一円	無し
令和 4 年	26 名	無し	市内一円	無し

◎その他児童送迎バスを運行する施設

No	施設類型	施設名	出欠のICT化	バスにセンサー等を導入	マニュアル・ガイドラインの有無	運行している送迎バスの台数	施設が所有しているバスの台数	
1	認定こども園	幼保連携型	比良幼保園	×	×	○	1	1
2			赤崎青い実幼児園	×	×	○	2	2
3			江迎幼稚園・保育園	×	×	○	1	1
4			江迎青い実幼児園	×	×	○	2	2
5			御堂青い実幼児園	×	×	○	1	1
6			歌ヶ浦青い実幼児園	×	×	○	1	1
7			小佐々幼稚園・保育園	×	×	○	2	2
8			九州文化学園幼稚園	×	×	○	3	3
9			深信幼稚園	×	×	○	2	2
10		幼稚園型	早岐幼稚園	×	×	○	2	2
11			花高幼稚園	○	×	○	3	3
12			さつき幼稚園	-	-	○	3	3
13			東明幼稚園	×	×	○	3	3
14			大宮幼稚園	-	-	○	3	3
15			松円幼稚園	×	×	○	2	2
16			アソカ幼稚園	○	×	○	2	2
17			桜の聖母幼稚園	×	×	○	3	3
18			柚木幼稚園	×	×	○	1	2
19			東大野幼稚園	○	×	○	2	3
20			大野幼稚園	○	×	○	2	3
21			アソカ北幼稚園	○	×	○	3	3
22			菊の香幼稚園	×	×	○	2	2
23			皆瀬幼稚園	○	×	○	3	3
24			日野幼稚園	-	-	○	3	3
25			東相浦幼稚園	○	×	○	相浦幼稚園と共同運行	
26		相浦幼稚園	○	×	○	2	2	
27		いしだけ幼稚園	-	-	○	2	2	
28		保育所型	ぼっぼ保育学院	×	×	○	1	1
29			森のほいくえん	○	×	○	1	1
30	保育所	私立	江永保育園	○	×	○	1	1
31			針尾保育園	×	×	○	1	1
32	幼稚園	新制度移行	私立保育園マミー	×	×	○	1	4
33			潮見幼稚園	-	-	○	2	2
34			潜竜聖母幼稚園	×	×	○	1	1
35		早岐くりのみ幼稚園	×	×	○	3	3	
36		黒髪くりのみ幼稚園	×	×	○	2	2	
37		私学助成	広田幼稚園	×	×	○	4	4
38	吉井中央保育園		×	×	○	1	1	
39	認可外	その他	愛和幼稚舎	×	×	○	1	2
			10	0	39	75	82	

2021（令和3）年7月、福岡県中間市において生じた保育所の送迎バスへの置き去りによって園児が死亡した事案により、各園の安全管理の徹底が望まれるところである。

佐世保市においても、国の施策（送迎バスへの安全装置をつけることの義務化）に応じて、国の助成制度を活用しながら、全ての送迎バスへの安全装置の設置を考えているとのことである。

また、令和5年度以降は、送迎バスの安全管理についても監査項目に含まれたとのことである。

良質かつ適切な教育、福祉サービスがそれを必要とする方に提供されるとともに、これらによって子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とした指導監査等という観点からも、特に安全に関することであるため、今後もバスでの送迎を実施しているか否か、実施している場合その体制（対応人数、降車時の確認方法等）についての監査の強化を行い、また、安全装置設置の義務化が実施されればその点についても監査項目に加えるべきである。

イ 研修内容・体制の充実

2022（令和4）年の研修の実施は以下の通りである。

令和4年度 幼児教育センター研修・講演会 保育士・教職員研修 結果報告														
＜ 保育士・教職員研修事業 ＞														
講座名	事業概要	名称	講師	回	実施日	時間	場所	参加内訳		参加人数	実施回数	アンケート結果 件数	満足度%	対象
								No.	対象人数					
職員研修講座	乳幼児教育・保育の基礎について学び、職員の資質向上を図る	幼児教育研修会Ⅰ【基礎】	白梅学園大学 教授 師岡 章		9/5(月)	15:00～17:00	オンライン開催	① 認可保育所 13人 ② 認定こども園 25人 ③ 幼稚園 2人 ④ 認定こども園 0人 ⑤ その他 0人	40人	247人	1回	たいへんよかった 27 よかった 11 その他 1 無回答 0 アンケート回収数 39	97.4%	経験年数が5年以上の保育士・幼稚園教諭・保育教諭
		幼児教育研修会Ⅱ【中堅】	白梅学園大学 教授 師岡 章		9/6(火)	15:00～17:00	オンライン開催	① 認可保育所 17人 ② 認定こども園 18人 ③ 幼稚園 2人 ④ 認定こども園 0人 ⑤ その他 0人	37人			たいへんよかった 15 よかった 18 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 33	100.0%	経験年数が5年以上の保育士・幼稚園教諭・保育教諭
	中堅職員としての役割を知り、資質向上を図る		広島大学 教授 中坪 典貴		7/25(月)	15:00～17:00	幼児教育センター	① 認可保育所 14人 ② 認定こども園 8人 ③ 幼稚園 0人 ④ 認定こども園 1人 ⑤ その他 1人	23人	1回	たいへんよかった 14 よかった 9 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 23	100.0%		
		幼児教育研修会Ⅲ【主任・主幹】	白梅学園大学 教授 師岡 章		9/5(月)	10:00～12:00	オンライン開催	① 認可保育所 18人 ② 認定こども園 21人 ③ 幼稚園 2人 ④ 認定こども園 2人	43人	1回	たいへんよかった 18 よかった 23 その他 1 無回答 0 アンケート回収数 42	97.6%	主任・主幹 教諭	
	園長・副園長としての在り方を考える	幼児教育研修会Ⅳ【園長・副園長】	白梅学園大学 教授 師岡 章		9/6(火)	10:00～12:00	オンライン開催	① 認可保育所 19人 ② 認定こども園 18人 ③ 幼稚園 2人 ④ 認定こども園 1人 ⑤ その他 1人	40人	1回	たいへんよかった 14 よかった 25 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 39	100.0%	園長・副園長	
	職員の資質向上を図る	職員研修講演会	お茶の水女子大学 教授 文京区お茶の水女子大学こども園園長 宮里 咲美		12/9(金)	15:00～16:45	アルカスSASEBO	① 認可保育所 30人 ② 認定こども園 22人 ③ 幼稚園 2人 ④ 認定こども園 10人	64人	1回	たいへんよかった 47 よかった 15 その他 0 無回答 1 アンケート回収数 63	98.4%	全	
							① 認可保育所 ② 認定こども園 ③ 幼稚園 ④ 認定こども園 ⑤ その他	0人					#DIV/0!	
計										247人	6回			

特別支援教育講座	特別支援教育研修会 1-①	長崎短期大学 講師 藤野 正和	5/18(水)	15:00～17:00	幼児教育センター (研修室)	① 認可保育所 23人 ② 認定こども園 15人 ③ 幼稚園 1人 ④ その他 0人	39人	39人	1回	たいへんよかった 31 よかった 8 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 39	100.0%	幼児	
	特別支援教育研修会 1-②	長崎短期大学 講師 藤野 正和	6/8(水)	15:00～17:00	幼児教育センター (研修室)	① 認可保育所 24人 ② 認定こども園 13人 ③ 幼稚園 1人 ④ その他 1人	39人	39人	1回	たいへんよかった 29 よかった 9 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 38	100.0%	保育士・幼稚園教諭・保育教諭	
	特別支援教育研修会 1-③	長崎短期大学 講師 藤野 正和	7/6(水)	15:00～17:00	幼児教育センター (研修室)	① 認可保育所 23人 ② 認定こども園 14人 ③ 幼稚園 1人 ④ その他 1人	39人	39人	1回	たいへんよかった 28 よかった 11 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 39	100.0%	幼児	
	特別な支援を必要とする子どもの視点から保育環境を考える	特別支援教育研修会 ④ (連携中核都市)	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター 上野聡志研究員・センター長 久保山 茂樹 氏	10/14(金)	15:00～16:45	清水地区 コミュニティセンター	① 認可保育所 22人 ② 認定こども園 25人 ③ 幼稚園 5人 ④ その他 3人 ⑤ 連携中核都市 8人	63人	63人	1回	たいへんよかった 57 よかった 6 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 63	100.0%	保育士・幼稚園教諭・保育教諭
計								180人	4回				
施設支援事業	調理担当者の資質向上を図る	調理担当者 実技研修会	健康づくり課 管理栄養士	① 8/30(火)	14:30～16:30	すこやかプラザ	① 認可保育所 13人 ② 認定こども園 4人 ③ 養護施設 0人 ④ その他 0人	17人	54人	1回	たいへんよかった 10 よかった 7 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 17	100.0%	幼児
				② 9/7(水)	14:30～16:30	すこやかプラザ	① 認可保育所 10人 ② 認定こども園 9人 ③ 養護施設 0人 ④ その他 0人	19人	54人	1回	たいへんよかった 12 よかった 7 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 19	100.0%	調理担当者
				③ 9/28(水)	14:30～16:30	すこやかプラザ	① 認可保育所 10人 ② 認定こども園 8人 ③ 養護施設 0人 ④ その他 0人	18人	54人	1回	たいへんよかった 11 よかった 7 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 18	100.0%	幼児
計								54人	3回				
実技講座	専門的な技術・演習を通して、職員の実質向上を図る	実技研修会	たにぞう (谷口 園博 氏)	8/8(月)	14:30～16:00	アルカサSEBO	① 認可保育所 32人 ② 認定こども園 45人 ③ 幼稚園 7人 ④ その他 9人 ⑤ 連携中核都市 10人	103人	103人	1回	たいへんよかった 99 よかった 4 その他 0 無回答 0 アンケート回収数 103	100.0%	保育士・幼稚園教諭・保育教諭
計								103人	1回				

【評価】

実施されている講座・研修についてはいずれも、参加者のアンケート結果は「たいへんよかった」「よかった」がほぼ100%であり、内容についての満足度は高いものと思われ、評価できる。

【意見】

一部を除いて、佐世保市の保育士の総数に比して参加者が少ない。2022（令和4）年度については、開催形式は、オンラインか現地での実施かのいずれかであるが、現地開催のものでも可能であればオンラインを併用することを検討されたい。また、どのような講座・研修を受講したいかという保育士の希望も取り入れられたい。

特別支援教育講座のうち、「特別な支援を必要とする子どもの視点から保育

環境を考える」研修については、参加者も多い。特別な支援を要する子どもに関する保育（保護者対応も含む）に関しては、保育者の悩みも多く、講座・研修の需要は高いと思われるので、今後も充実した研修を継続されたい。

また、実技講座についても、他の講座・研修と比して、参加者が突出して多いため、実技講座は保育者にとって需要が高いものと思われる。このようなものについては、回数を増やすなどを検討されたい。

ウ 保育内容等の自己評価・第三者評価について

保育所保育指針によれば、『保育所は、保育の質の向上を図る為、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない。』と定められている（同指針第1章3（4）イ（ア））。

しかしながら、佐世保市においては、監査の事前提出資料で、職員の自己評価、施設の自己評価及び自己評価の公表について、実施の有無を記入する欄を設けているものの、施設の自己評価の実施状況のみ確認・指導を行っており、公表状況の確認・データ集計は行っていないとのことであった。

【意見】

結果の公表は努力義務ではあるものの、これを行うことによって、保護者や地域に対し、保育所がどのような役割を果たしているかを伝えられる機会となるし、様々な意見が集まることによって、保育の質をより良くすることが可能となると考えられる。

よって、市としては各保育所における自己評価の結果の公表状況についても把握をされ、実施状況が低い場合には、各保育所への周知・指導を行うべきである。

エ 保幼小連携の推進

(ア) 概要

佐世保市においては、保育所・幼稚園・認定こども園から、小学校へ、子どもがスムーズに移行できるように、保幼小の連携を進めてきた。2005（平成17）年に、幼児教育センターにおいて保幼小連携講座を開講し、2010（平成22）年には「保幼小連携協議会」を立ち上げ保幼小の全市的なシステム化を構築した。さらに2012（平成24）年には県内で初めて「保幼小連携カリキュラム」を作成した。その後、小学校指導要領及び3法令の改正を受け、「接続カリキュラムガイドライン」を作成した。

■ 幼稚園教育要領の保幼小接続に関する記述

幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

（平成29年告示 幼稚園教育要領「第1章 総則、第3 教育課程の役割と編成等、5 小学校教育との接続に当たっての留意事項」（2）より ※保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも同様の記述があります。）

■ 小学校学習指導要領の保幼小接続に関する記述

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

（平成29年告示 小学校学習指導要領「第1章 総則、第2 教育課程の編成、4 学校段階等間の接続」（1）より）

また、本事業については、西南学院大学及び佐世保市が研究の連携を行っている。

佐世保市幼児教育センターと西南学院大学門田研究室の研究の歩み

	要録	保幼小連携
平成27(2015)年度	●新要録様式(佐世保版)導入	
平成28(2016)年度	研究の連携スタート	
	アンケート①様式の使用感	
平成29(2017)年度	アンケート②要録の活用	
平成30(2018)年度	5月『包括的連携協定』の締結	
	アンケート③要録の目的、見直し	
令和元(2019)年度	●要録様式(佐世保版)改訂版導入	アンケート④保幼小連携接続カリキュラム(平成24年度作成)について
令和2(2020)年度	アンケート⑤改訂版の活用、使用感	アンケート⑤保幼小連携接続カリキュラムガイドラインについて ●3月保幼小連携「接続カリキュラムガイドライン」発行
令和3(2021)年度	アンケート⑥要録の課題、目的	アンケート⑥ガイドラインの認知と感想 保幼小連携の意識
令和4(2022)年度	アンケート⑦要録の課題	アンケート⑦カリキュラムの作成 保幼小連携の交流
令和5(2023)年度	アンケート⑧要録の課題	アンケート⑧カリキュラムの作成と活用 保幼小連携の共通の課題

毎年、高い回収率で佐世保市全体の先生方から協力を得ている
アンケート内容は深化させており、保幼小連携の段階を踏まえて方向性を検討

2

(佐世保市要録に関するアンケート結果より抜粋)

(イ) 保幼小連携の段階

a 保幼小連携の段階

保幼小連携の段階として以下のように分けられている。

第1段階 (はじめの一步段階)

保幼小連携の啓発、近隣の施設・小学校の確認、研修会参加

第2段階 (交流段階)

保幼小連携の推進、連絡体制の確立、保育・授業参観、行事への招待

第3段階（互恵性を求めた連携段階/接続カリキュラム試行段階）

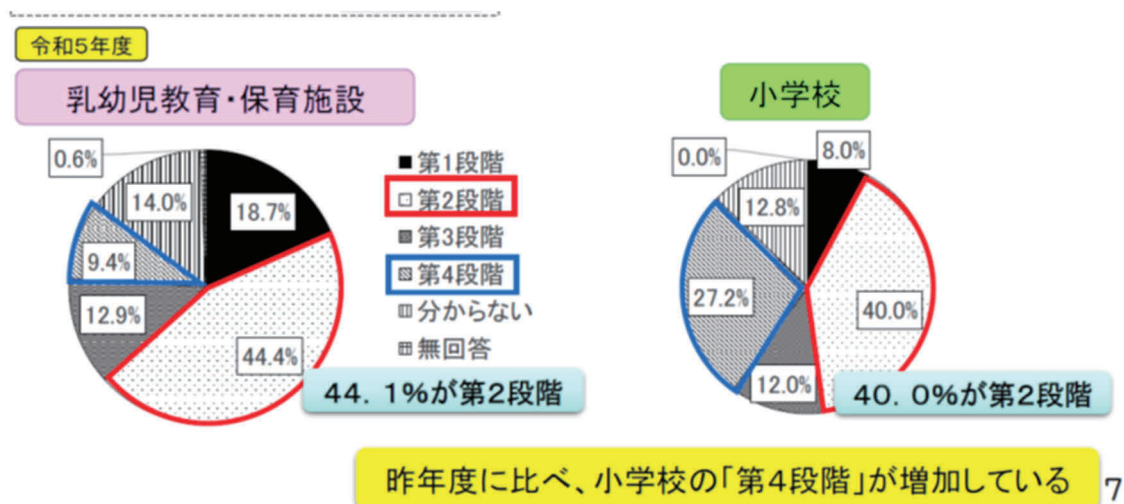
保幼小連携の充実、互恵性のある連携活動、接続カリキュラム検討委員会の設置

第4段階（接続カリキュラム実施段階）

保幼小連携の発展（評価・改善）、接続カリキュラムの作成・実施

b 佐世保市における状況

2023（令和5）年度の、近隣乳幼児施設・保育施設、小学校との連携の段階は以下の通りである。



（佐世保市要録に関するアンケート結果より抜粋）

（ウ）保幼小連携に関する研修の実施状況

2022（令和4）年度における保育士・教職員向けの研修・講演会は以下の通りである。

保幼小連携講座	保幼小連携講演会	兵庫教育大学大学 准教授 鈴木 正敏	8/26(金)	14:30 ~ 16:30	あいあいプラザ	① 認可保育所 36人 ② 認可 25人 ③ 幼稚園 6人 ④ 小学校 17人 ⑤ その他 3人	87人	87人	1回	たいへんよかった 28 よかった 48 その他 5 無回答 0 アカー回収数 81	93.8%
	小学校教育について 学ぼう	学校教育課	7/5(火)	15:00 ~ 16:30	大久保小学校	① 認可保育所 35人 ② 認可 35人 ③ 幼稚園 6人 ④ 小学校 16人 ⑤ その他 0人	92人	92人	1回	たいへんよかった 41 よかった 48 その他 0 無回答 0 アカー回収数 89	100.0%
	保育所、幼稚園、小学校の 教育や生活をお互いが学び 合い、連携の 必要性を把握 する	学校教育課	8/23(火)	15:00 ~ 16:30	進徳保育園	① 認可保育所 34人 ② 認可 36人 ③ 幼稚園 3人 ④ 小学校 14人 ⑤ その他 4人	91人	91人	1回	たいへんよかった 43 よかった 38 その他 0 無回答 0 アカー回収数 81	100.0%
	幼稚園教育について 学ぼう	学校教育課	11/16(水)	15:00 ~ 16:30	九州文化学園幼稚園	① 認可保育所 35人 ② 認可 45人 ③ 幼稚園 5人 ④ 小学校 13人 ⑤ その他 1人	99人	99人	1回	たいへんよかった 46 よかった 43 その他 0 無回答 2 アカー回収数 91	97.8%
	要録を活かすとい うこと	長崎県こども未来課 幼児教育・保育支援 班指導主事 伊山ゆずる	12/7(水)	10:00 ~ 12:00 14:00 ~ 16:00	幼児教育センター	① 認可保育所 32人 ② 認可 28人 ③ 幼稚園 4人 ④ 小学校 0人 ⑤ その他 0人	64人	64人	2回	たいへんよかった 37 よかった 27 その他 0 無回答 0 アカー回収数 64	100.0%
保幼小連携推進	保幼小連携推進委員会	保幼小連携推進委員会	① 7/11(月) ② 7/15(金) ③ 7/20(水) ④ 7/27(水) ⑤ 8/1(月)	15:00 ~ 16:30	幼児教育センター (研修室)	① 認可保育所 33人 ② 認可 30人 ③ 幼稚園 6人 ④ 小学校 45人 ⑤ その他 0人	114人	114人	5回	たいへんよかった 57 よかった 53 その他 0 無回答 2 アカー回収数 112	98.2%
	各ブロックに 分かれて、保 幼小連携の推 進・理解を 図っていく	保幼小連携推進委員会	4月~6月 小学校別46校所	4~6月	各小学校にて	① 認可保育所 90人 ② 認可 90人 ③ 幼稚園 10人 ④ 小学校 125人 ⑤ その他 3人	318人	318人	46回	たいへんよかった 223 よかった 82 その他 2 無回答 4 アカー回収数 311	98.1%
保幼小連携推進	保幼小連携推進委員会	保幼小連携推進委員会	① 1/23(月) ② 1/30(月) ③ 1/16(月) ④ 1/23(月) ⑤ 2/1(水) ⑥ 1/20(金) ⑦ 1/30(月) ⑧ 2/2(木)	15:00 ~ 16:30	宮小学校 天神小学校 幼児教育センター 柚木小学校 相浦小学校 榎橋小学校 鹿野小学校 オンライン(幼教)	① 認可保育所 49人 ② 認可 47人 ③ 幼稚園 7人 ④ 小学校 51人 ⑤ その他 3人	157人	157人	8回	たいへんよかった 124 よかった 30 その他 0 無回答 0 アカー回収数 154	100.0%
	保幼小連携推進委員会	保幼小連携推進委員会	① 5/13(金) ② 2/20(月)	15:00 ~ 16:45	幼児教育センター (研修室)		17人 17人	34人	2回		

【評価】

『要録様式（佐世保版）改訂版』、『保幼小連携「接続カリキュラムガイドライン」』事業については、毎年アンケート調査が行われ、その分析結果が報告されている。アンケート結果及びその報告書は内容が深化されており、評価できる。

また、「接続カリキュラム」の開発から2年半が経過し、保幼小連携接続カリ

キュラムの効果や課題などの検証としては、保幼小連携講座を通じてこれが有効活用されるための研修会を組み立てていると同時に、実態把握をした上で、効果や課題の検証を進める必要があると考えているとのことである。

現状の課題としては、要録作成の負担や、先生の幼保小連携に関する意識の違い等が見られるものの、これらについても西南学院大学との共同研究によって緻密な調査・研究・課題の検証が行われている。今後も継続されたい。

【意見】

他方、当該事業は保育所や幼稚園と小学校との連携を強化するものではあるものの、事業の目的である子どもの育ちと学びの連続性を維持し、スムーズにつなげるためには、保護者の理解・関わりも必須である。この点、当該事業の保護者の認知度は高くないと思われる。2024（令和6）年1月に、関係者や市民に周知するためのポスターが作成されている。今後も、周知を促進されたい。

佐世保市 保幼小連携の取組み

子どもの育ちと学びのために…

つながろう



ささえよう

はぐくもう

佐世保市では、子どもの育ちを大切にし、保育所・幼稚園・認定こども園等から小学校及び義務教育学校への滑らかな接続のために、保幼小連携に取り組んでいます。

佐世保市ホームページ▷
幼児教育センター



幼児教育センター▷
調査研究事業



幼児教育センター▷
保幼小連携の取組み



佐世保市幼児教育センター

〒857-0822 佐世保市山祇町387番地 TEL: 0956-31-0550
e-mail: youjik@city.sasebo.lg.jp

2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの内容

(1) 延長保育等の実施

ア 概要

幼児教育・保育に関する他の事業・サービスとして、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業がある。佐世保市のどの施設で一時預かり、延長保育等が行われているかは、佐世保市のホームページにある「令和5年度乳幼児施設ガイド」（別冊）にて確認することができる。

これらの量の見込み及び確保方策は下表のとおりである。

事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑦ファミリーサポートセンター事業 乳幼児や児童(小学生)の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行う者(提供会員)との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業。	量の見込み(延べ利用人数)	1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人	
	確保方策(延べ利用人数)	1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人	
⑧一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。	幼稚園 在園児	量の見込み(延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人
		確保方策(延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人
	幼稚園 在園児以外	量の見込み(延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人
		確保方策(延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人
⑨延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業。	量の見込み(利用実人数)	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	
	確保方策(利用実人数)	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	
⑩病児保育事業 児童が発熱等急な病気となった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業。	量の見込み(延べ利用人数)	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人	
	確保方策(延べ利用定員数)	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。	量の見込み (利用実人数)	全体	2,736人	2,843人	2,955人	3,027人	3,082人
		1年生	880人	916人	954人	978人	996人
		2年生	753人	785人	818人	839人	855人
		3年生	507人	528人	551人	565人	575人
		4年生	314人	323人	332人	339人	345人
		5年生	178人	184人	189人	193人	196人
	6年生	104人	107人	111人	113人	115人	
確保方策(利用定数)	2,975人	3,055人	3,135人	3,215人	3,255人		
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業。	実施の有無	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
	実施内容	*新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施します。なお、他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討していきます。					
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【新規参入施設等への巡回支援】 市町村が教育・保育施設、地域子ども子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して巡回支援を行う事業。 【認定こども園特別支援教育・保育経費】 健康園や発達園において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業	今後の方針	*国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討していきます。					

事業	区分	
⑦ファミリーサポートセンター事業 乳幼児や児童(小学生)の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行う者(提供会員)との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業。	量の見込み(延べ利用人数)	
	確保方策(延べ利用人数)	
⑧一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。	幼稚園 在園児	量の見込み(延べ利用人数)
		確保方策(延べ利用人数)
	幼稚園 在園児以外	量の見込み(延べ利用人数)
		確保方策(延べ利用人数)
⑨延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業。	量の見込み(利用実人数)	
	確保方策(利用実人数)	
⑩病児保育事業 児童が発熱等急な病気となった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業。	量の見込み(延べ利用人数)	
	確保方策(延べ利用定員数)	
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。	量の見込み (利用実人数)	全体
		1年生
		2年生
		3年生
		4年生
		5年生
6年生		
確保方策(利用定数)		
⑫突費徴収に係る補正給付を行う事業 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業。	実施の有無	
	実施内容	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【新規参入施設等への巡回支援】 市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して巡回支援を行う事業。 【認定こども園特別支援教育・保育経費】 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等に対して、職員に加配に必要な人件費の一部を助成する事業	今後の方針	

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
2,212人	2,332人	2,430人	2,540人	2,650人
2,212人	2,332人	2,430人	2,540人	2,650人
104,896人	118,714人	120,950人	124,300人	127,140人
104,896人	118,714人	120,950人	124,300人	127,140人
2,327人	1,959人	3,180人	2,820人	2,500人
2,327人	1,959人	3,180人	2,820人	2,500人
3,069人	2,947人	3,140人	3,140人	3,120人
3,069人	2,947人	3,140人	3,140人	3,120人
1,603人	1,579人	3,200人	3,200人	3,200人
9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人
2,757人	2,634人	2,731人	2,815人	2,790人
857人	757人	786人	796人	788人
713人	752人	784人	793人	785人
556人	499人	523人	542人	538人
332人	355人	357人	377人	373人
194人	166人	166人	175人	174人
105人	105人	115人	132人	132人
2,975人	2,965人	2,965人	3,045人	3,085人
一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
同左				
同左				

(第2期新させばっ子未来プラン中間見直し版より抜粋)

ア 一時預かり事業

(ア) 概要

一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

(イ) 根拠法令

児童福祉法第6条の3第7項

子ども・子育て支援法第59条

一時預かり事業実施要綱

(ウ) 実施施設等


実施施設及び料金等詳細についての一覧表は、佐世保市ホームページで見ることができる。

令和5年度 一時預かりのしおり

(佐世保市役所保育幼稚園課)

一時預かりとは？
 保護者のパートタイム就労や、出産・冠婚葬祭等により一時的に家庭における保育が困難となる場合や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために一時的に就学前までのお子様をお預かりする保育サービスです。
『ひと月14日以内』を限度としてお預かりします。
 (ただし、勤務や職業訓練、就学等の場合は、平均週3日程度となります。)
※施設の状態や行事等の都合により受け入れができない場合がありますので、ご了承ください。

利用方法は？
 ・実施日は原則として月曜日から土曜日までです。
 ・利用するには事前に施設への登録・申込手続きが必要になります。**利用希望の施設に直接お申込ください。**
 ・発病、事故の場合は医師の診断・治療など応急処置を行い、保護者の方にもご連絡いたします。
 事前に緊急連絡先を施設へお伝えください。
 ・受け入れの条件等、その他詳細については各施設にお尋ねください。



※施設名の横に「★」が付いている施設は、**条件を満たしている場合のみ**、利用料が無償化の対象となります。
 幼児教育・保育の無償化について、詳しくは佐世保市ホームページ(下部参照)をご覧ください。

【実施施設および利用料】

地区	施設名	所在地	電話	利用時間	受入れ月齢	利用料(1日)			給食代・おやつ代	短時間預かり
						0歳	1・2歳	3歳以上		
宮	認定こども園 深徳幼稚園	★ 城間町305-2	59-2515	7:30~18:00	24ヶ月	300円 (2~5歳児、1時間ごと)			350円	有
三川内	江永保育園	★ 江永町580	30-8802	9:00~17:00	6ヶ月	2,000円	1,700円	1,500円	利用料に含む	有
広田	めばえ保育園	広田1丁目27-22	39-4744	7:30~18:30	3ヶ月	2,000円			400円	
	双葉こども園	★ 広田3丁目31-11	38-3811	8:30~17:00	6ヶ月	2,500円	2,300円	2,100円	利用料に含む	
早岐	認定こども園 光の子がえこども園	★ 上原町12-5	39-3000	8:00~18:00	4ヶ月	2,300円			利用料に含む	有
	保育サロンたんぼぼ	★ 権常寺町1093-2	26-5222	9:00~16:00	10ヶ月	1,800円			利用料に含む	有
江上	認定こども園 有福保育園	★ 有福町773-1	58-5116	8:00~17:00	12ヶ月	2,000円			利用料に含む	有
針尾	針尾保育園	★ 針尾西町260-1	58-4354	8:30~17:30	2ヶ月	1,800円	1,600円		250円	
日宇	認定こども園 大宮幼稚園	★ 白岳町148-5	32-1404	0:1-2歳 9時~17時 3歳以上10時~14時	6ヶ月	1,800円			0:1-2歳 利用料に含む 3歳児以上 弁当持参	0~2歳のみ
	日宇保育所	★ 大和町454-2	31-2502	8:30~17:30	2ヶ月	1,800円	1,600円		250円	
	保育所 海光園	★ 大和町898	32-7438	9:00~17:00	2ヶ月	1,700円	1,200円		300円	有
	にじいろ保育園	★ 大和町169-1	37-8077	9:00~17:00	6ヶ月	1,800円			利用料に含む	有
中央	ひばり保育園	★ 十郎新町80-1	31-0963	9:00~17:00	1.5ヶ月	2,000円	1,600円		給食費250円・おやつ50円	有
	認定こども園 やますみ幼稚園	★ 山証町9-32	31-7816	9:00~17:00	3ヶ月	1,800円			300円	
	認定こども園 佐世保フーズ保育園	★ 白南風町1-16	20-0900	9:00~20:00	12ヶ月	2,500円			利用料に含む	
	認定こども園 塩浜青い実幼稚園	★ 塩浜町7-6	22-2211	9:00~19:00	2ヶ月	2,300円			利用料に含む	
	認定こども園 島地ついで保育園	★ 島地町5-10	23-0030	9:00~20:00	6ヶ月	2,500円			利用料に含む	有
	三浦保育園	★ 三浦町8-8	22-8795	8:30~17:00	2ヶ月	2,100円	1,600円		利用料に含む (3歳以上のみ主食持参)	
	太陽の子保育園	★ 漢町7-5中富ビル1F	76-7775	9:00~17:00	2ヶ月	2,500円	2,000円		利用料に含む	
	佐世保中央保育園	★ 梅田町7-20	23-0777	9:00~17:00	45日	1,700円			300円	
	進徳保育園	★ 元町5-24	22-2751	9:00~17:00	12ヶ月	1,800円			300円 (3歳以上のみ主食持参)	有
	春日幼稚園	★ 春日町15-46	22-2015	9:30~16:30	3ヶ月	2,000円	1,500円		300円	有
認定こども園 赤崎青い実幼稚園	★ 赤崎町596-20	28-0044	9:00~17:00	1.5ヶ月	2,000円			300円	有	

地区	施設名	所在地	電話	利用時間	受入れ月齢	利用料（1日）			給食代・おやつ代	短時間預かり
						0歳	1・2歳	3歳以上		
大野	ベビーホームちびっ子の家	瀬戸越町1235	49-5347	9:00~17:00	2ヶ月	1,800円		1,600円	230円	
	大野保育所	★ 瀬戸越2丁目3-6	49-3825	8:10~17:10	3ヶ月	2,100円			利用料に含む (3歳以上のみ主食持参)	有
	あさひ保育園	★ 瀬戸越3丁目260-2	49-4700	8:00~17:00	3ヶ月	2,100円			利用料に含む (3歳以上のみ主食持参)	有
	愛光保育園	★ 松原町223-1	40-8844	8:00~17:00	5ヶ月	2,000円	1,700円	1,500円	250円	有
	認定こども園 東大野幼稚園	★ 松原町15	49-5644	9:00~18:00	1歳6ヶ月	1,500円 14:30以降30分毎に200円加算			弁当持参 おやつ代は利用料に含む	
	認定こども園 大野幼稚園	★ 田原町7-20	49-3006	9:00~17:00	1歳6ヶ月	1,600円 14:30以降30分毎に200円加算			弁当持参	
	大野ベビーセンター	★ 田原町8-35	49-3951	9:00~16:00	2ヶ月	500円/1時間 16時以降30分毎に200円の延長料金加算			利用料に含む	有
柚木	柚木保育所	★ 柚木町2079-1	46-0125	8:30~17:00	6ヶ月	2,000円			利用料に含む	
	認定こども園 柚木幼稚園	★ 柚木町2372	46-0484	8:00~15:00	24ヶ月	1,800円（2~5歳児）			310円	
相浦	大崎保育園	★ 大浜町528-10	26-2125	9:00~17:00	3ヶ月	2,300円	2,000円	1,800円	利用料に含む (3歳以上のみ主食持参)	有
	日野保育園	★ 日野町780-5	28-3264	8:00~18:00	1.5ヶ月	2,000円			350円	
	浅子保育所	浅子町188-14	68-2033	7:30~18:30	3ヶ月	2,000円		1,600円	利用料に含む	有
	高島保育所	★ 高島町697	47-3799	8:00~17:00	6ヶ月	1,500円			利用料に含む	有
宇久	宇久幼稚園	★ 宇久町平2366-1	0959-57-2034	9:00~16:00	12ヶ月	2,000円			利用料に含む (3歳以上のみ主食持参)	
吉井	おはしほいくえん	★ 吉井町橋川内486-5	64-3525	9:00~16:00	2ヶ月	1,500円			200円	
	ひとみ保育園	吉井町立石290-1	64-2324	8:30~17:00	3ヶ月	2,000円	1,500円		利用料に含む	
	認定こども園 吉井にじいろこども園	★ 吉井町吉元540-1	64-2205	8:30~17:00	4ヶ月	1,700円	1,500円	1,000円	300円	有
	吉井北保育園	★ 吉井町直谷1065-1	64-2027	8:30~17:15	6ヶ月	1,500円			利用料に含む	
世知原	世知原保育園	世知原町栗迎263	76-2062	8:00~17:00	2ヶ月	2,200円			200円	有
小佐々	認定こども園 小佐々幼稚園・保育園	★ 小佐々町白ノ浦73-5 小佐々町白ノ浦84-16	68-2066(保) 68-3900(幼)	8:30~17:00	満1歳	1,500円			利用料に含む	
	楠栖保育所	小佐々町楠泊591	69-2619	8:30~17:30	2ヶ月	1,800円		1,600円	250円	
江迎	認定こども園 江迎幼稚園・保育園	★ 江迎町長坂50-1	65-2439	8:30~17:00	2ヶ月	1,500円			利用料に含む	
	認定こども園 江迎青い実幼児園	★ 江迎町猪調915	66-8822	7:00~20:00	1.5ヶ月	1,500円			300円	
鹿町	認定こども園 御堂青い実幼児園	★ 鹿町町土肥ノ浦87-1	65-3311	9:00~17:00	1.5ヶ月	1,500円			300円	
	認定こども園 歌ヶ浦青い実幼児園	★ 鹿町町下歌ヶ浦984-1	77-5666	7:00~19:00	1.5ヶ月	1,500円			300円	

【一時預かりの利用料が無償化の対象となる方】

一時預かりを利用する前に、保育幼稚園課で**保育を必要とする認定**を受ける必要があります。

◆対象者

- 0~2歳児クラスの子ども: 幼稚園や保育所等へ**在籍しておらず**、市民税非課税世帯で保育を必要とする子ども
- 3~5歳児クラスの子ども: 幼稚園や保育所等へ**在籍しておらず**、保育を必要とする子ども

◆無償化の上限額

- 0~2歳児クラスの子ども: 月額42,000円
- 3~5歳児クラスの子ども: 月額37,000円

佐世保市ホームページ

「幼児教育・保育の無償化について」

右のQRコードを読み取るか、下記のURLからアクセスしてください。



<https://www.city.sasebo.lg.jp/kodomomirai/hoyou/mushoka.html>



【意見】

一時預かりを実施している施設について、受入可能月齢や預かり時間、料金

等の情報が佐世保市ホームページに一元化されており、利用者の便宜に資するもので、評価できる。もっとも、実際には、たとえば、施設によって職員のシフト作成の都合などから、毎月の申込期限が決まっているなどの制限があるようである。このような利用に関する詳細な情報についても、利用者が一つ一つ施設に問い合わせをすることは負担が大きいため、できるだけ市のホームページに追加されることを検討されたい。

(エ) 一般市民の利用目的（私用・リフレッシュ目的での一時預かり）

一時預かり保育を利用する理由としては、緊急的な理由によるもの、育児リフレッシュ等の私的な理由によるもの、様々なものがある。

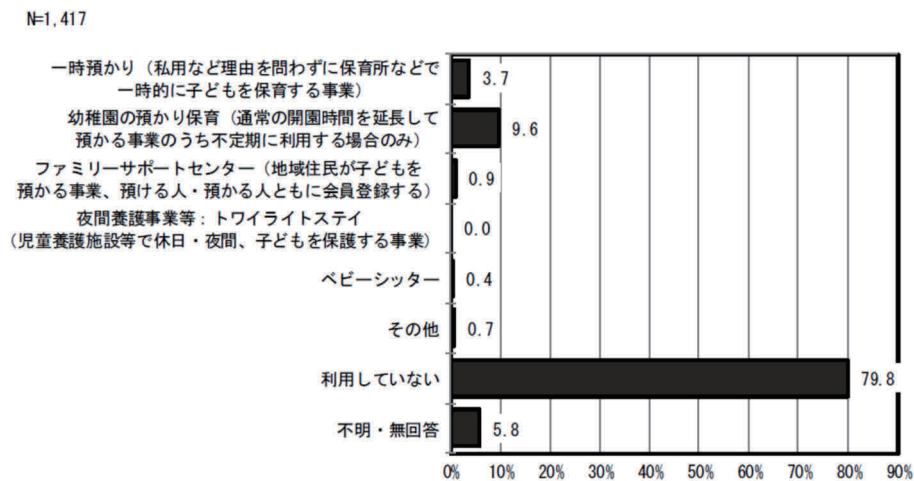
厚生労働省や文部科学省が都道府県に出した一時預かり事業実施要領によると、「一時的に家庭での保育困難になった場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要」と明記されている。

以下は、平成30年に市が実施した市民向けのアンケートの内、一時預かりに関する問と回答のデータを抜粋したものである。

7. お子さんの「不定期」の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について

問21【お子さんが、幼稚園、保育所への通園や病気の時以外に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者、家族の病気、不定期の仕事など）で不定期に利用しているサービスはありますか。】

「利用していない」が79.8%で突出しています。



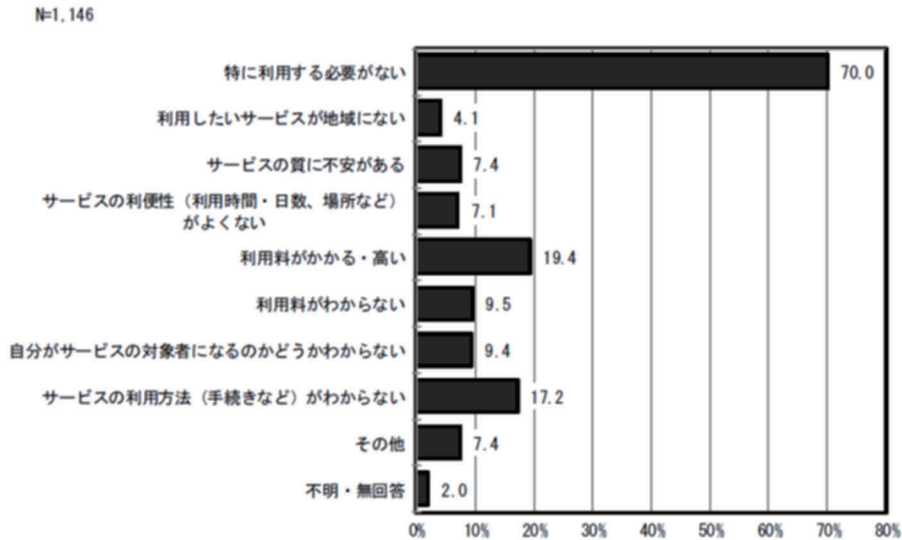
【その他回答の内容】

母親に来てみてもらう
 親族に預かってもらった
 父か母が見ている
 児童デイサービス
 夫の会社の託児、一時保育

問21で「7. 利用していない」を選択した方にうかがいます。

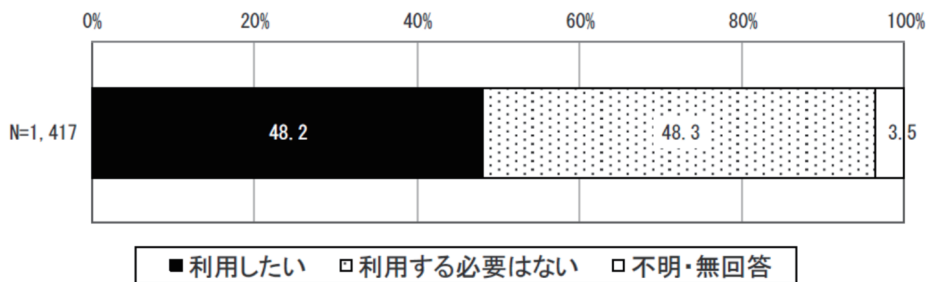
問21-1【現在利用していない理由をお答えください。(あてはまるすべてに○)】

「特に利用する必要がない」が70.0%を占めています。「利用料がかかる・高い」が19.4%、「サービスの利用方法（手続きなど）がわからない」が17.2%で続いています。



問22【保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気、不定期の仕事など）のため、お子さんは一時預かり等のサービスを利用する必要があると思いますか。(1つに○)】

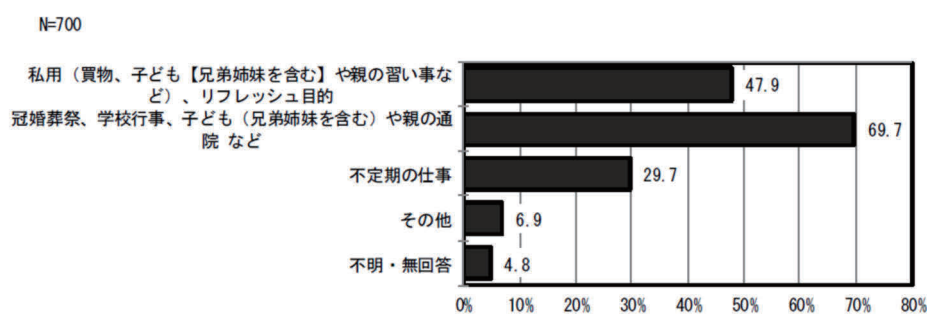
「利用する必要はない」が48.3%で最も高くなっています。次いで「利用したい」が48.2%で続いています。



問22で「1. 利用したい」を選択した方にうかがいます。

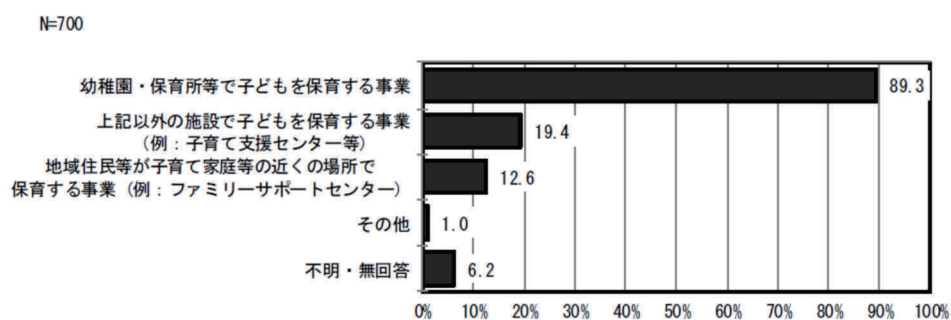
問22-1【利用したいと思うときはどんな時ですか。(あてはまるすべてに○)】

「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 など」が69.7%を占めています。「私用（買物、子ども【兄弟姉妹を含む】や親の習い事など）、リフレッシュ目的」が47.9%、「不規則の仕事」が29.7%で続いています。



問22-2【(問22で①)問22-1の目的でお子さんを預ける場合、どのような所に預けたいと思いますか。(あてはまるすべてに○)】

「幼稚園・保育所等で子どもを保育する事業」が89.3%で突出しています。



上記アンケートによると、一時預かりサービスを利用したいと考えている親は、N=1417のうち、48.2%と約半数に上っており、さらに預けたい理由としては、冠婚葬祭といった用事その他、私用・リフレッシュ目的も多数に

上っている。そして、預けたい場所としては、N＝700のうち、「幼稚園・保育所等で子どもを保育する事業」が89.3％となっている。

しかしながら、アンケート回答時に一時預かりを利用している人はN＝1417のうち、わずか3.7％にとどまっている。

【意見】

私用・リフレッシュ目的で保育所等の一時預かりを利用したい親は多数いるにもかかわらず、実際に利用しているのは少数にとどまるという現状がうかがえる。このような状況にはどのような背景があるのか、親側がリフレッシュ目的での一時預かりを利用しづらい実態、たとえば園側が冠婚葬祭等やむを得ない理由による利用を優先していないか等について、一般市民や施設にアンケートを実施するなど実態把握につとめ、改善すべきである。

(2) 病児保育事業

病児保育事業については前述の通りである。

(3) その他の保育事業

障がい児保育等については前述の通りである。

第4部

佐世保市における関連施設への往査

第1章 監査の観点・方法

第1 概要

佐世保市からのヒアリング・資料確認のみでは現場の状況が十分に把握できるとは限らないため、監査人が子ども子育て支援に関連する施設を訪問し、施設責任者等からの事業内容や職員構成、研修内容等のヒアリング、資料提出、施設設備の確認等を行った。

第2 調査事項

ヒアリングにおいては、概ね以下の事項について聴取を行った。

- (1) 施設の概要
- (2) 施設の予算額、支払額、不用額
- (3) 施設の設備、備品の購入、保管の状況
- (4) 施設から佐世保市に対して新築、増改築、修繕の要望がなされている場合にはその内容
- (5) 施設から佐世保市に対して要望がなされている場合にはその内容
- (6) 保育料等の利用料金の徴収状況
- (7) 施設に対する指導指針、マニュアル、指導内容及び結果
- (8) 施設内で発生した保育に関する苦情等について、通報窓口の構成、通報件数、通報内容及びその通報に対する対応状況（特別監査が実施されている場合には、その調査内容及び監査の結果）
- (9) 施設に対する補助金等が存在する場合には、補助金の名称、申請数、補助の金額、根拠となる要綱

- (10) 利用者からの各種アンケートの結果
- (11) 障がいや持病を持つ幼児・児童、外国人の幼児・児童の受け入れ状況、受け入れるにあたって必要な準備・対応・コスト
- (12) 佐世保市や他の事業者との意見交換・協議の機会
- (13) 施設における広報
- (14) 施設における児童や職員に対する指導マニュアルや怪我等の防止に関するガイドライン、スクールバスがある場合には、閉じ込め防止策
- (15) 施設見学

第2章 公立保育所往査

第1 市立大黒保育所

1 施設の概要

(1) 沿革

大黒保育所は、昭和25年から佐世保市によって運営が行われている。現在、公立から民営への移行段階にあり、2021（令和3）年度から社会福祉法人光洋会に運営を委託し、2024（令和6）年度からは完全に民営へ移行する予定である。

大黒保育所では、子の将来を考えて、自主的・主体的に物事に取り組めるような人物になって欲しいという思いから、「藤森メソッド」を採用し、子の自主性を重んじ、見守る保育を実践している。

一例としては、①0、1歳児については、保育士がこのおもちゃで遊ばせようという指示ではなく、子供達がおもちゃを自ら取り出し遊べるような工夫を行う、②2歳児については自己主張が強くなってくるので、その主張を聞いて遊べるよう工夫をしており、2歳専用の部屋を用意している。③3～5歳については、単に年齢で分けるのではなく、一緒の部屋で遊ばせるなど、異学年の交流を増やすという試みを行っている。

(2) 構成等（往査実施時点）

人員構成は、園長1、副園長1、主任1、栄養士1、調理師2、その他保育士、合計26名（全員女性）。

子は、全員で89名（定員100名）。内訳は0歳児が9名、1歳児が20名、2歳児が18名、3歳児が18名、4歳児が10名、5歳児が14名である。

現在、結節性硬化症（それに伴うてんかん）、自閉症、療養対象の児童が在籍している。

【評価・意見】

保育士1名が管理できる児童の数は法定されており、0歳児は3人、1～2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児以上は30人となっている。

大黒保育所では、3歳児18人を保育士2名で、4歳児10人を保育士1名で、5歳児14人を保育士1名で、その他、フリー枠として保育士1名が適時サポートとして入る体制がとられている。手のかかる子や、保育士が出産・育休・病欠などする場合があるため余裕を持たせた配置にしているとのことであるが、これは児童の安全管理等にも資するものであり、高く評価できるところである。

大黒保育所によると、障害のある子等が在籍することを理由に、佐世保市に対して保育士の加配を要請しているが未だ実現には至っていないとのことであった。その後、佐世保市に対して事実確認を行ったところ、佐世保市障がい児保育事業実施要綱」に規定する対象児童2名につき1名の加配保育士に対し補助金を交付しているとの回答を得た。もっとも、上記要綱に該当しない、いわゆる「グレーゾーン」の児童については対象児童に含まれず、加配の対象とならないとのことであった。佐世保市としても、そのようなケースは把握しており、医師の診断等の疎明資料がある場合には、必要に応じて保育士加配の対応を行っているとのことであるが、保育所から保育士加配の意見が出された事からも明らかなように、佐世保市の上記対応についての周知が十分では無いものと推測されるため、保育所に対して更なる周知を行うべきである。

なお、保育士不足は佐世保市のみならず全国的課題であることから、佐世保市としても、保育士の待遇改善等を促進し、保育士人材の確保に向けた取り組みを推進していただきたい。

(3) 職員研修等

大黒保育所の若手職員には、月に1回程度の頻度で、「臥龍塾」(藤森メソッドに関するもの)のオンライン研修に参加してもらい、また、県や市の研修に派遣することもある。

もっとも、県や市の研修については、そもそもの募集枠が少ないので応募から漏れることも多い。また、実施頻度自体が少ないという問題もあるので、県や市には研修の機会を増やしてもらいたいと考えている。研修の内容としても、必ずしも保育に特化したものではない場合も多いため、保育に特化した内容の研修があれば望ましいとの意見があった。研修に積極的に参加して欲しいという思いはあるが、研修に派遣した保育士の代理を用意することに難儀することもある。

【意見】

保育士が保育技能を向上させ、キャリア形成を適切に行うことが出来るような環境を整備することは、今後の保育士人材確保のために極めて重要である。よって、保育技能向上に直結する、保育士に対する研修機会の確保は不可欠であるといえる。また、保育士の技能向上によって恩恵を受ける者は他ならぬ児童や保護者なのであるから、保育士に対する研修機会の確保は佐世保市の責務でもある。

保育に特化した研修の実施は、民間に委ねては十分な質・量の確保は難しいと考えられることから、佐世保市としては、保育士に対する研修機会の確保のため、研修の実施頻度を増やす等の対応を求める。研修の内容についても、保育に特化したものにする事によって、研修効率も向上するものと考えられることから、現在の研修内容を今一度見直し、改善するよう求める。

研修の頻度を増やすことは予算上難しいというのであれば、オンライン受講を行えるようにする、研修を録画しアーカイブ化したうえで何時でも視聴でき

るようにする等の対応をすることも検討していただきたい。

なお、保育という性質上、オンライン受講やアーカイブ視聴に馴染まない類の研修が存在することも十分に考えられるが、そのような類の研修についてのみ現地開催とし、その他については全てオンライン受講とするなどし、費用の削減を及び予算の集中を図ることも併せて提言する。

(4) 物品購入

行政からの給付の範囲内で必要となる物品を購入している。絵本やおもちゃについても予算の範囲内で購入している。

物品の買い直し、買い替えについて特定のルールが存在するわけではないが、古くなったり壊れたりした場合には適宜買い替えを行っている。おもちゃについては、保育士が手作りをすることもある。

(5) 防犯対策

大黒保育所の防犯対策としては、①防犯及び見守りのためのカメラの設置（計7台）、②さすまたの配備（1本）、を用意している。防犯スプレーの配備はしていない。

防犯スプレーを配備していない理由については、警察から、「侵入者に危害を加える形となって後日の裁判で問題となるから使用しないように」と指導されていることが理由である。不審者の侵入を想定した防犯訓練は行っていない。大黒保育所としては、不審者が侵入してきた場合、逃げることを基本として対応するつもりであるとのことであった。また、近くの施設には男性が居るので、そこに助けを求めることも考えているとのことであった。

大黒保育所の出入り口が自動ではなく手動であることから、不審者侵入について懸念をもっている保護者もいるが、過去に不審者侵入の例はなく、また、子供の保育所からの脱走事例も存在しない。

【意見】

言うまでもなく、児童の安全を守ることは行政である佐世保市の責務であり、この事は、保育施設が民営であるか公営であるかは問わない。佐世保市は、保育施設に補助金を交付し、児童を振り分け、各種通知を送付するなど、実質的に見て、施設運営に対して多大な影響を及ぼしているのであるから、保育所の防犯対策の不備によって何らかの事件が発生した場合、その責任の一端を担う立場にあるといえる。

大黒保育所では、さすまたが1本配備されているが、そもそも、さすまたは複数人が使用し、警察等の到着まで時間を稼ぐための使用を想定されており、1本だけの配備では不十分である。また、日頃から使用を想定した訓練を行わなければ扱うことも難しいうえに、大黒保育所の職員は全て女性であることからすると、さすまたを適切に扱うこと自体が難しいとも考えられる。

防犯スプレーは裁判で問題になるから使用を控えるよう警察から指導を受けているとのことであるが、不審者・侵入者に対して自身や児童を守るためにする行為は正当防衛（刑法36条第1項）として違法性が阻却されることから問題とならない。上記のとおり、さすまたの使用では不審者の足止めは難しいと考えられることから、防犯スプレーの配備は必須であると考えられる。

不審者が侵入してきた場合、不審者から速やかに離れ、直ちに警察に通報することが大切であり、不審者が侵入した場合には逃げることを基本とすると述べている大黒保育所の判断は適切であるといえる。

もっとも、大黒保育所としては、職員のみならず通園している児童の生命身体を守る必要があることから、職員及び児童の逃走時間を確保することが課題となる。警察が110番通報を受けてから、実際に警察官が現場に到着するまでの時間である「レスポンスタイム」は全国平均で8分24秒である（令和4年度警察白書）ことからすると、職員及び児童の安全確保の観点からは、相応

の時間不審者を足止めするための方策が必須となる。

当然のことながら、不審者に積極的に立ち向かう義務は無く、また、そのような対応は不適切なものといえるが、逃走を凶っている際に不審者が追走してきた場合、何らかの対処をせざるを得ないことからすると、現実的には、防犯スプレーその他女性でも扱うことが容易な防犯対策を行うほかないものと考えられる。

佐世保市としては、保育施設（大黒保育所に限らない）に対して、必要な防犯対策グッズの配備又は配備が可能となるよう補助金を交付する、行政主導の防犯訓練の実施、防犯マニュアルの策定・交付など、防犯対策のための適切な施策を実施すべきである。

（６）保護者との連絡方法

保護者との連絡方法については、アプリ「C o D M O N」（コドモン）と電話を併用している。児童が登園せず、かつ、保護者から９時３０分までに連絡が来ない場合には園から電話をするという対応を行っている。

２ 施設の設定、備品の購入、保管の状況

補助金の範囲内で適宜購入を行っている。備品の保管状況等については特に問題となるような点は見当たらなかった。

３ 施設から佐世保市に対して新築、増改築、修繕の要望がなされている場合にはその内容

施設内空調の効きが悪くなっていたことから修繕を行った。夏場の空調不良など緊急性が高い修繕については、児童の生命身体に危険が及ぶことから、施設側でまず空調が効く部屋に児童を割り振り、それと平行して市が修繕対応するという運用がなされている。

4 施設から佐世保市に対して要望がなされている場合にはその内容

前述のとおり、保育士の加配を佐世保市に対して要望しているが、実現には至っていない。

5 保育料等の利用料金の徴収状況

保育料については市が決定・徴収する。その他、保育所が保護者から直接徴収しているものは以下のとおり。

① スポーツ共済費

200円程度

② 帽子代金（3歳以降）

③ 親子遠足の保護者分の費用

④ 延長保育料（午後6時15分～午後7時30分まで）

1回150円

6 障がいや持病を持つ幼児・児童、外国人の幼児・児童の受け入れ状況、受け入れるに当たって必要な準備・対応・コスト

過去には外国人の父親と日本人の母親の子どもが存在した。外国人の子どもの受け入れ自体は拒んではない。子ども自体の対応はあまり問題とならないが、外国人の保護者とのコミュニケーションには言語の壁もあり苦慮している。翻訳ツールを利用するなどの工夫は行っているが、細かいニュアンスが上手く伝わらないこともありトラブル発生のリスクともなっている。

7 佐世保市や他の事業者との意見交換・協議の機会があるのかどうか

意見交換の場としては、他園の園長らと行う園長会議が存在する。

園長会議では他園の状況報告、要望、佐世保市の対応等について話し合いが行われている。

園長会議では、佐世保市でも保育所への児童振り分けがA Iによって機械的になされることになった件について議論がなされている。

園としては、事前に見学に来た子どもや近隣住民の子どもを優先的に入れてあげたいという気持ちがあるが、A I振り分けになってからは、指定された児童を園に迎え入れるか否かという判断ができるのみであり、特定の児童を優先的に迎え入れるといった対応が不可能となっている。振り分けの基準も不明確・不合理だと感じている部分がある。

A I活用の合理性自体は否定するものではないが、最終的な調整の場面を設け、園側の要望にも対応してもらえればと考えている。

- 8 施設における児童や職員に対する指導マニュアルや怪我等の防止に関するガイドラインの有無。スクールバスがある場合には、閉じ込め防止策の有無。

大黒保育所にはスクールバスは存在しない。また、ヒヤリハット事例については報告書を作成し園内で回覧をしている。また、各人が気付いた点などは毎日のミーティングの中で話し合いを行っている。

9 施設見学

(1) 教室

引き戸が老朽化によりスライドし辛くなっていた教室が存在した。また、網戸を動かすことができない教室も存在した。

(2) 調理室

手洗い場の蛇口が利用出来なくなっているとのことであった。また、

調理用コンロが老朽化しており、着火に苦慮することがあるとのことであった。

【意見】

手洗い場に隣接されている調理場の水は問題なく利用できるものの、衛生上の観点から手洗い場と調理場は別になっているとのことであるが、調理にあたる職員らの努力もあり、現時点では、食品衛生上の問題は生じていないものの、調理室で調理をされた物を全児童が食べるのであるから、集団食中毒等の被害を生じさせぬよう調理室の衛生管理は厳格になされるべきである。佐世保市としても、このような状況は速やかに対応・改善すべきであることから、適宜必要な修繕を行っていただきたい。

なお、大黒保育所は来年度から民営化される予定であることから、今後、施設管理の責任主体は保育所となる予定ではあるものの、通所している児童に危険が及ばぬよう、施設の管理状況を適切に把握したうえで修繕その他の指導を引き続き行っていただきたい。

(3) 園内その他

児童の食事については、アレルギーがあることが分かるように配膳のお盆の色を変え、注意を促すカードが用意されていた。

佐世保市の監査で指摘されていた、棚の近くで児童を午睡させないようにすべきであるという点については、棚を移動することによって既に改善がなされていた。

(4) 運動場

運動場の遊具については全体的に老朽化しているが、安全点検については適宜行われている。長年放置されている大きな倉庫が3つほど存在するが、不用品を入れたままになっているなど、利用されないまま放置

されている。

【意見】

大型の倉庫が運動場に放置されているが、老朽化によって倒壊・破損の危険性が生じている。運動場は児童が行き来する場所でもあることから、速やかに撤去作業を行うべきである。

既に述べたとおり、大黒保育所は来年度から民営化される予定であることから、今後、施設管理の責任主体は保育所となる予定ではあるものの、通所している児童に危険が及ばぬよう、施設の管理状況を適切に把握したうえで修繕・撤去その他の指導を引き続き行っていただきたい。

第2 中部子育て支援センター

1 施設概要

(1) 施設概要

市立大黒保育所に併設された施設ではあるが、補助金の交付等は同保育所とは別に行われている。

(2) 対象児童等

主に育休中の母親が来訪しており、多い時では1日に15組～20組程度訪れることがある。未就学児が対象となっているが、過去に同センターに通っていた子が就学後に訪問してくる場合もある。

(3) 利用料

無料。但し、子ども1人あたり毎月150円を保険料として徴収している。

(4) 広報等

保健師による家庭訪問の際に同センターの存在が周知されていることから、利用者数は多い。

2 事業概要

(1) わいわい広場

利用可能日時は月曜日～水曜日・金曜日～土曜日（日曜日、祝日、木曜日、年末年始休み）の午前8時30分から午後1時30分まで。

広場で児童が自由に遊ぶことができ、保護者同士の交流の場にもなっている。



(2) 乳幼児育児相談

月曜日～水曜日・金曜日～土曜日（日曜日、祝日、木曜日、年末年始休み）午前9時から午後4時受付。

保護者の育児の悩み等について相談を受け付けている。

(3) 育児講座

乳幼児の保護者を対象にした、子育てに関する様々な内容の講座を開催している。

(4) 各種イベント

季節や年齢に応じた内容のものを実施している。

(5) 0さいの会

毎週火曜日（祝日・振替休日・第5週の火曜日休み）午後2時30分から午後3時30分まで。1歳未満の第1子とその保護者、妊婦を対象として、各種イベントを実施している。0さいの会は人気のイベントであり、キャンセル待ちがでることもある。

(6) ランチタイム

毎週水曜日・金曜日午前11時30分から午後0時30分（一家庭につき30分以内）で、子育て支援センター内で昼食を食べることができる。

3 その他

来年度から民営化される関係から、現在は可能である、他園の利用者の利用が不可能となる予定である（給付の二重取りとなるから）。今後の利用料徴収等についても未定であり、他のセンターの状況等を踏まえて検討する予定である。

さすまた・防犯スプレーの配備など、防犯対策は行われていない。

中部子育て支援センター独自の情報誌「わいわいだより」を毎月1回発行している。

おもちゃを含む備品等については補助金の範囲内で購入・買い替えを行っている。施設については、トイレの引き戸が固くなっており、子どもの力では開ける事が不可能な状態であった。

同センターの利用データは管理しており、過去には精神状態が不安定な母親について、虐待に繋がる懸念から保健所に通報し、その後もサポートを続けたという事例もある。

民営化が決定していることから、今後、支援センターの充実・多機能化を目指していく予定である。

第3章 私立保育所往査（CANDYこども園）

第1 沿革

昭和25年長崎県の依頼により前々身の恩賜財団長崎県同胞援護会が長崎県立佐世保乳児院を開設。昭和42年同胞援護会が解散し、県立乳児院大村へ移転。同年に運営団体として財団法人佐世保愛育会を設立し、同時に佐世保乳児保育園を設立。平成11年に法人名を愛育会と名称変更し、平成14年4月から入園対象年齢を3歳未満時から就学前へ引き上げる。平成19年3月運営団体である財団法人愛育会を清算し、同時に社会福祉法人愛育会を設立。平成25年4月佐世保乳児保育園からCANDY保育園へ名称を変更する。令和3年以降認定こども園となる。

第2 施設の概要等

1 施設の理念やサービスの特色

園としての保育理念は、子どもの自立を目指した保育養育を行うことである。子どもの自立のために、自学自習の習慣及びやる気を引き出すこと保育方針とし、主にヨコミネ式教育法のもと、それを実現させようとしている。

2 構成等

人員構成は、理事長（兼園長）1名、事務長1名、保育士（含む補助）21名、看護師1名、及び調理師2名である。

園児は、令和5年10月16日現在、定員115名に対して89名であり、その内訳は、0歳児14名、1歳児19名、2歳児19名、3歳児19名、4歳児25名、5歳児17名である。

3 一時預かり事業、延長保育

延長保育事業は行っている。一時預かり事業は行っていない。

4 職員研修等

(1) 自治体による研修

県や市の研修については、内容が良く行けたら行くという感じである。ただ研修をただ受けても、あまり身につかないと感じていて、職員には普段から、現場が一番勉強できる場であると伝えている。

もしあればいいなと思う研修は、保育のことそのものというより社会人としての基礎といったものである。保育や養育の方針は園で異なるので、保育について座学で学ぶより、研修では共通項のことを学んで、それを保育に役立ててほしいと思っている。そういった研修は現状では少ないと感じている。

(2) 園内独自の研修

定期的にヨコミネ式の研修を ZOOM で受けている（座学）。他のヨコミネ式を採用している園を見学に行くこともコロナ前はあった。研修費は園が負担している。テーマを見て、研修を受けたい職員には研修を受けさせるようにしていて、その場合、他の職員が職務をカバーすることもある。

(3) 園内勉強会

園内部の勉強会としては、月に1回サイクル会議を行っている。これは、クラスの報告を園長が聞き、それに対して講話を行うというものである。

また、月に1回読書会というものを行っている。これは、短いワンセンテンスくらいの文章を読んで、どう思うのかを職員同士発表し合うというものである。園長の同席はない。この会の目的としては、それぞれの見解を深めてほしいということや、色々な意見を聴いて様々な意見があることを感じ、それを頭に入れ、身に付けていってもらいたいと

ということであるため、園長が同席しない方が自由闊達な意見交換が期待できるためである。

その他、月に1回、職員をベテラン／中堅／若手で区切って、それぞれが集まり、一つの課題に対して意見を交換する会を設けている。これにも理事長は参加しないが、口頭で意見交換の結果をそれぞれのグループから報告に来てもらって、それに対応するというところを行っている。これを年次等で区切っているのは、互いに意見が言いやすい環境を作るためである。目的は読書会の研修と大体一緒である。

【意見】

令和4年度における幼児教育センターにおける研修・講演会等実績から、中堅職員や、主任・主幹としての役割を学び、資質向上を図る講座が開催されており、また、その結果も好評であり、評価できる。

一方で、新人に関して、教育・保育の基礎を学ぶ講座は開催されているものの、社会人一般としての講座はなく、保育士等も社会人であることに変わりはなく、佐世保市としては、今後、開催を検討すべきである。

5 保育料等の利用料金の徴収状況等

認定こども園の利用料は園が直接徴収するところ、CANDYこども園では、口座振替による徴収を行っている。その収納率は100パーセントである。上乗せ徴収は行っていない。

その他、園が徴収する費用としては給食費（主食費と副食費）の実費徴収があり、副食費は世帯収入等により佐世保市から免除されている者もいる。

6 施設に対する指導指針、マニュアル、指導内容及び結果

指導等は口頭で行われている。例えば、令和4年度児童福祉施設等指導

監査の結果によると、同園に対しては、①嘱託歯科医について、委嘱期間が期限切れになっていること、②契約金額が100万円を超えるエアコン設置工事を行っているところ、契約書を作成していなかったことに対する指導が行われている。

園児への直接の危険性を指摘されていることは特にない。

7 施設に対する補助金等が存在する場合には、補助金の名称、申請数、補助の金額、根拠となる要綱

(1) 令和4年度佐世保市保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

ア 根拠となる要綱等

佐世保市補助金等交付規則第3条

イ 補助の金額

50万円

ウ 事業目的（経費内容）

①職員に対する手当、賃金等の支給

②備品等の購入（空気清浄機）

(2) 佐世保市保育所等給食費物価高騰対策支援金

ア 根拠となる要綱等

佐世保市保育所等給食費物価高騰対策支援金交付要綱第7条

イ 補助の金額

17万9319円

(3) 佐世保市児童福祉施設等光熱費価格高騰対策支援金

ア 根拠となる要綱等

佐世保市補助金等交付規則第3条

イ 補助の金額

33万5000円

(4) 令和4年度佐世保市特別保育事業補助金（延長保育事業）

ア 根拠となる要綱等

佐世保市補助金等交付規則第3条

イ 補助の金額

30万円

ウ 事業目的（経費内容）

① 11時間の開所時間 7時から18時

延長を含めた開所時間 7時から19時

②年間利用児童数 44名

③延長1時間

(5) 令和4年度佐世保市幼稚園型一時預かり事業補助金

ア 根拠となる要綱等

佐世保市補助金等交付規則第3条

イ 補助金等の額

238万7599円

(6) 令和4年度佐世保市特別保育事業補助金（障がい児保育事業）

ア 根拠となる要綱等

佐世保市補助金等交付規則第3条

イ 補助金等の額

44万2500円

8 利用者からの各種アンケートの結果（保護者対応について）

保育に対するアンケートは実施していないが、各行事に関するアンケートは実施している。概ね好評である。

利用者からのクレームについては、当園によるとクレームまではいかなくとも、細かい要望が増えたとは感じているとのことである。

なお、保護者から出た要望については、園日誌に記入し、その園日誌を

グループ LINE で共有することにより、すべての職員間で共有しているとのことである。

【意見】

保護者からの苦情受付対応については、園によってばらつきがあるようである。苦情を受け付けるための窓口設置等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じるよう、国の基準のみでなく、佐世保市において共通して基準を定めるなどし、さらにその周知徹底に努めるべきである。

9 障がいや持病を持つ幼児・児童、外国人の幼児・児童の受け入れ状況、受け入れるにあたって必要な準備・対応・コスト

(1) 障がいや持病を持つ幼児・児童の受け入れ状況

2023（令和5）年10月16日現在、軽度発達障害児1名を受け入れているが、その他障がい児、病児の受け入れはない。

過去、脳性麻痺があり半身不随という児童の受け入れはあったが、その児童は重症というほどではなかった。

なお、軽度発達障害とはっきりと診断されている児童は1名であるが、実際は他にも診断されるべき児童がいるのではないかと感じているとのことであった。

(2) 外国人の幼児・児童の受け入れ状況

令和5年10月16日現在、外国人の子ども1名の受け入れがある。ただし、保護者は日本語が堪能であり、子ども（2歳児）も日本語に問題はない。

理事長によると、両親ともに日本語が不自由であるという家庭の子どもの受け入れは行っていないが、外国人の幼児等受け入れを行っている園が

存在するため、当園で積極的に対応する必要性は感じていないとのことである。

(3) 受け入れにあたって必要な準備・対応・コスト

現在、発達障害児への対応として、担任を増やすなどの対応はしていない。担任を増やすことが可能であれば、そうしたいが、予算等の問題で難しく、現状は、現場が必死に取り組むしかないという状況であるとのことである。

職員の加配まで具体的に考えているわけではないが、職員は募集してもあまり応募がない、仮に応募があってもそれに見合う処遇が難しいと感じているとのことである。こういった状況は、保育士の給料が低い、勤務時間が長い等の働き方に問題がある、クレーム対応が多いなど、業界としての人気ที่薄いということや、他人の子の世話をする責任を負うということの難しさが原因であると思っており、同園としては、求人の際に、働きやすい環境であることなどを可視化してアピールするなどの努力を行っているとのことである。

10 佐世保市や他の事業者との意見交換・協議の機会があるか否か

(1) 佐世保市

下記(1)の園長会議で集約された要望等を佐世保市に対して要望書等の形式で意見を述べることもある。

(2) 他の事業者

園長会がある。最近議題に上がったものとしては、子どもの入所がA Iで機械的に振り分けられることになったことについてであった。

A Iについては、A I導入以前は良くも悪くも園が恣意的なところがあったのが、現在は、A Iとはいえ、結局は純粋にA Iだけではなく、行政側の担当者の恣意的なところが入っているのではないかという話を良くしている。公平のためと口を揃えて、結局そうではないと感じる。市とのす

り合わせができるのであればぜひしたいと思っている。

その他、佐世保市はそもそも公立保育所が少なく、さらに朝長前市長は民でできるものは民でという姿勢だったが、私立では対応できない子を受け入れるという役割が公立にはあると思っている。発達障害児が増加している現状、公立が受け皿を整備して、人材も確保していくという役割があるのではないか。

私立は、経営が成り立たないと存続が危ぶまれるから、公と民の役割分担は必要だと思っている。

なお、現在、障害児は発達センターで診断してもらい、その障害の程度等を振り分けられているが、対応する医師が1人しかいないため、意見書が作成されるまでに半年から1年かかるという状況である。意見書を待っていると、そもそもその児童が卒園してしまうということもあるし、こういったことは、保護者が早めに把握することが重要だが、その把握、理解、受け入れが遅れていくという問題がある。

【意見】

保育所A I 入所選考システムは導入したばかりであり、保育所のみならず、今後保護者からも様々な要望が寄せられてくると考えられる。

また、すでに保育所から出ている要望のなかには、A I 入所選考システム自体の理解が不足していることから出てくる要望も含まれている。

今後は、他の自治体の活用事例や特に保護者等の保育所利用者の声を集約・検討することにより、公平の観点を害さない程度の個別の事情にも対応できるように、柔軟に利用していくべきである。

そして、どのようにA I を活用しているかということ、現在より具体的に広報し、保育所側及び保護者等の利用者側の理解を得るようにするべきである。

【意見】

佐世保市では、「量（保育の受け皿）」の確保を私立（民間）へ委ねることにし、公立（行政）は専門機関や地域等との連携を積極的に指導し、交流や情報の共有を通じて市域全体の子育て支援機能の「質」を充実・向上させていく方向へとシフトすることとしている。

「質」の充実・向上には様々な解釈が当てはまると考えられるが、発達障がい児の受け入れは、関係機関の連携等も含めてまさに「質」の充実・向上に当てはまる事例であるといえ、今後、より積極的に公立保育所での受け入れ、及びその広報を行っていくべきである。

1 1 施設における広報

Instagramがメインである。

1 2 施設における児童や職員に対する指導マニュアルや怪我等の防止に関するガイドラインの有無。スクールバスがある場合には、閉じ込め防止策の有無

(1) マニュアル等

法定されているマニュアルについては、作成の上、園内で閲覧できる状態で保管してある。

その他、園独自の経営方針や対応方針は、手帳と一体となったものを毎年配布し、全職員が持っており、それぞれ対応するときに参照している。

(2) 具体的な施策

ア アレルギー対応

給食に関するアレルギー対応については、トレーの色を変える、座席を固定する、職員間の声出し確認をするということを行っている。

また、献立表について標準をアレルギー食とし、追加で普通食にすることで、リスクを軽減するようにしている。

イ 防犯対応

- ① 防犯カメラ 計5台
- ② さすまた（折り畳み） 1本
- ③ 防犯スプレー等

蜂退治のスプレー（ハチの巣ジェット）を職員の決定で職員が使いやすい位置に配置（複数個所）。

- ④ 各部屋に110番通報に直結するボタンの設置
- ⑤ 年に1回は警察の指導を受ける
- ⑥ 園独自の防犯訓練を月に1回行う
- ⑦ 民間の警備会社との契約締結
- ⑧ 門扉には自動で鍵がかかる（暗証番号を保護者は知っている）。宅配業者などは、インターフォンで対応する。

【意見】

個別の危機管理（食物アレルギーへの対応及び不審者への対応（防犯対策））では、園によって意識のばらつきがある。保育所の役割が拡大していくなかで、佐世保市による共通のマニュアル作成、指導等が必要である。

1.3 施設見学

給食室、教室等施設を見学したところ、特に老朽化等の問題はなかった。

第4章 ファミリーサポートセンター

第1 概要

ファミリーサポートセンター佐世保（以下、「ファミサポ」という。）は、「NPO 法人ちいきのなかま」によって2010年から運営されており、小学校6年生までの児童の送迎・預り等を行っている。

職員構成は理事長1名、事務局長1名、事務局1名、パート2名である。

児童を預ける側を「依頼会員」、預かる側を「提供会員」と呼称しており、現在、依頼会員は2301名、提供会員は183名の登録がある。なお、依頼会員と提供会員を兼務することも可能であり、その数は65名となっている。

利用料については佐世保市が料金を設定しており、実費や交通費を含めて依頼会員が提供会員に原則直接支払うことになっている。提供会員が預かっている子どもに食事を提供した場合にはその実費が支払われることもある。

預りは原則短時間（3～4時間）のみとなっており、長時間の預かりについては個別に相談を受けている。過去に8時間の預かりを実施した際は、4時間にわけて提供会員二人で対応したケースもある。日にちを跨ぐ預りは実施していない。早朝預かりについてもあまりに早すぎる依頼については断っている。利用可能時間は原則午前9時から午後6時まで。朝・夜間・休日祝祭日は追加費用（100円）がかかる。年末年始も利用可能。

第2 事業の内容

1 マッチング方法等

(1) 利用の流れ

通常、ファミリーサポートセンターの利用の流れは以下の通りである。

- ① 依頼会員がファミサポに連絡をし、内容・場所・時期等を伝える。
- ② ファミサポ事務局が提供会員に連絡をする。
- ③ 提供会員の承諾が得られた場合、ファミサポ事務局が依頼会員に連絡をする。

なお、初回利用の場合には事前の打ち合わせを依頼会員・提供会員の間で行う必要がある。打合せは依頼の前段階であるため利用料が発生せず、提供会員に料金は支払われず、交通費等実費も支給されない。

【意見】

上記打ち合わせの必要性は理解できるが、提供会員に負担を課すことの妥当性については疑義がある。佐世保市としては、打ち合わせに係る費用負担について制度の見直しを検討していただきたい。

2 マッチング基準

依頼会員からの依頼を受けた際にどの提供会員に連絡するかという点については、スタッフ（アドバイザー）の裁量に拠るところも大きいですが、提供会員の交通費についても依頼会員の負担となるため、依頼会員の希望

預かり場所から近接した地域に提供会員が住んでいるかという点が重視されている。

子どもの月齢や過去に預かりを受けたことがあるか等も提供会員を選ぶ際の考慮要素となっており、早急の預かりを希望する依頼については過去にマッチした提供会員を配転することが多い。依頼会員の要望には可能な限り応えるように心がけているが、要望に必ず応じられるとは限らないと依頼会員にも伝えている。厄介な事案や特殊な事案についてはベテランの提供会員を配転することが多い。

3 依頼会員について

依頼会員については、当該会員の末子が中学生に上がった段階で自動的に抹消することになっているほか、引っ越し等によりファミサポから送られた手紙が返送されてきた場合などに登録抹消をしているが、登録抹消に関して明確な基準・規定が存在するわけではない。その他、HP上に退会フォームも用意されており、ここから退会手続きが可能である。登録料については無料である（再登録含む）。なお、別途保険（ファミリーサポートセンター補償保険）に加入する必要はあるものの、加入費用については市が負担しているため保険加入についても無料である。

依頼会員数は膨大であるため、個別のデータ管理を行っている。

4 提供会員について

提供会員については、

①所定の研修を受講していること

②成人年齢に達していること

の二つの要件を満たせば登録することが可能である。登録者数自体は上記のとおりであるが、実際に稼働している提供会員数はおよそ40名程である。明確な登録抹消基準があるわけではない。

提供会員としての資質に疑義がある者についても、登録を拒否や問題があることをもって登録を抹消することはせず、依頼を回さない（マッチング回避）ことによって、事実上、当該提供会員を稼働させないという対応をとっている。

提供会員について、過去の預かり件数等の情報は存在するものの、預かり可能日など提供会員に関する細かい情報は管理していない。但し、提供会員のスケジュール（毎週特定の曜日に預かり対応が可能である等）をファミサポのスタッフが個人的に把握している場合はある。

提供会員のほぼ全てが女性である。男性の提供会員も5名程度存在するものの、実働はしていない。年齢層としては30代後半から60代（70代も存在するが実働はしていない）が主となっている。

【意見】

ファミリーサポートセンターでは依頼会員・提供会員についてデータ管理を行っているものの、細かい情報までは登録されておらず、ファミサポスタッフの知識に拠るところも大きいようである。組織としてデータ管理を適切に行うことは、利用者の満足度に直結するうえに、組織としての存続（継続性）にも資するものである。ファミサポとしてもデータ管理について検討する必要は感じているとのことであることから、今後は引継ぎ等も意識したデータ管理を行っていただきたい。

5 研修について

研修は年に3回実施されている。同研修は4日間開催され、合計14時間の受講（補講あり）によって、提供会員登録要件を充足することが可能となる。

基本的には座学だが、預かり練習など実技研修も行われている。研修は厚生労働省の要綱に基づき実施されている。なお、同要綱では24時間の研修実施を努力義務としているが、実現には至っていない。

提供会員に対する再研修としては、5年に1度の受講義務があるほか、提供会員向けに勉強会を行っている。その他、会員同士の交流会や、弁護士による研修もある。もっとも、受講は努力義務で、罰則はない。

毎回5～10名程度の受講申し込みがあるが、研修全てを受講する者はその半分程度、年間およそ10名程度が提供会員に新規登録という状況である。ファミサポとしても提供会員の成り手不足は深刻な問題だと受け止めているが、これは全国的な課題ともなっており、解決は難しいとも認識している。

6 会員数の推移等

提供会員数については地域差があり、市の中心部に集中し、合併地区については提供会員も依頼会員も少ない傾向にある。

依頼会員数も提供会員数も近年は横ばい状態である。ただし、利用件数自体は増えており、昨年は3000件の預かりを実施した。

7 ファミリーサポートセンター同士の交流

年に1回程度交流会が実施されている。直近の交流会は広報の方法、ファミリーサポートセンターの現状報告、先駆的な取り組みの紹介、データ分析等の内容であった。

8 広報

パンフレット、SNS（Instagram）、月齢検診の際に検診会

場で広報を行っている。他には、親子に関わる他の分野の人物・組織がファミサポの存在を周知してくれるようになっている。

昔はファミサポによる独自イベント（ヨガ）なども行い、広報も積極的に行っていたが、利用件数の増加もあり、現在は目の前の業務に追われて十分に行えていない状況にある。

上記に加えて、提供会員の広報については、民生委員や、現提供会員の友人知人に周知を行ってもらっている。

ファミサポ独自の広報活動には限界を感じており、佐世保市にも広報についての協力が得られるのであれば助かる。例えば、育兒子育て分野に関する活動を行っている人物の人材バンクのようなものがあれば、当該人物にファミサポの活動にも登録してもらおうよう働きかけることができるのではないか。人材を取り合うことになるという意見もあるかもしれないが、当該人物の収入自体は向上するし、依頼会員にとってもメリットがあると考えている。

【意見】

個人情報保護の関係から慎重にあるべきではあるが、育兒子育て分野の活動を行っている人物にファミリーサポートセンターの取り組みを紹介するなどの方法であれば、佐世保市としても積極的に行っても問題ないと考えられるので、ご検討いただきたい。

9 その他

(1) 児童虐待等

児童虐待等の疑いがある場合には関係機関へ通報を行っている。提供会員から依頼委員の家庭において児童虐待の疑い、その他問題のある家庭に遭遇した場合、預かり実施後に報告を受けている。なお、預かり実施後

に報告書を作成する仕組みになっているが、これは依頼会員にも提出するものなので、報告書に記載はせず口頭で報告を受ける運用となっている。

(2) 補助等

収入の少ない家庭であっても、ファミサポ利用に対する補助制度は存在しない。ファミサポとしては補助制度があれば良いと考えているが、予算の関係もあり厳しいという認識である。

ひとり親、早朝夜間対応などについては、補助金の加算対象となっており、ファミサポに対して佐世保市から補助金が加算交付される。

(3) 対応等

ファミサポスタッフの実感としては、利用者が低年齢化している傾向があり、子を預ける際に最低限必要な物品の説明など、基本的な部分について詳しく説明をする機会も増えていると感じている。

外国人対応については、保護者両人が外国人で日本語が一切使えないとなると難しいと考えている。預かり自体は不可能ではないかもしれないが、言葉が通じない場合には細かいニュアンスを伝えることが出来ず、トラブルを生じかねない。もっとも、保護者の片方が日本人というケースは多く、全体の2、3割はあるのではないかと推測している。

病児の預かりは能力的にも不可能であることから行っていない。障がい児については、程度の重いものについては難しいが、軽度であれば、これまでの預かり実績等を踏まえて受け入れを行うこともある。

(4) 提供会員の報酬

提供会員の中には月に95時間ほど預かりを請け負っている会員も存在する。

提供会員が受け取る利用料金が長崎県の最低賃金以下という点については憂慮している。最低賃金以下の時給で責任のある仕事を任せることに

は負い目もある。提供会員に対する報酬が増額できればという想いは常にある。

子育て世帯の役に立っているという自負はあるものの、予算的には常に厳しい状況にある。ファミサポの取り組みが適切に評価され、予算にも余裕が出来れば様々な取り組みを行えるようになると考えている。

(5) 委託料

ファミサポの運営は佐世保市からの補助金（委託料）によって賄われており、委託料は会員数に応じて増減される。去年は赤字だったので法人で赤字部分を補填した。

(6) トラブル等

直近では、自宅預かりの際に、5歳児が自宅のテーブルから滑り落ちて軽傷を負い加入保険を使用したケースがあった。また、利用料の計算について会員間でトラブルが生じることがある。

(7) 市との協議

以前は月1回の定例会があったが、今は二、三カ月に1回程度となっている。定例会の内容としては、利用状況や要望の吸い上げ、修繕の話しなどを行っている。

(8) 防犯

過去に不審者侵入等の例は無い。ファミサポ施設にインターホンがついているが、オープンな雰囲気を作りたいという想いもあり玄関に鍵は掛けていない。施錠等防犯状況について依頼会員から問い合わせを受けたことはある。

【意見】

ファミサポ施設は常駐スタッフも数名に留まるため、最低限の防犯対策は必須といえる。佐世保市としても防犯対策に係る補助金の交付を検討していただきたい。

(9) 備品

備品の購入については、予算の範囲内で対応している。依頼会員、提供会員、その他 NPO 法人からおもちゃ等の寄付を受けることも多い。

【意見】

料理や掃除などの家事をアウトソーシングすることで子どもとのコミュニケーションが増えたり、親の自分の時間が確保できて肉体的・精神的にも余裕ができたりするなどメリットが大きいと思われる一方、費用面がネックであると思われる。現在佐世保市では家事代行サービスに対する支援は無いが、行政が支援をしているところも存在する。佐世保市においても、たとえば、家事代行サービス業者に使えるクーポン配布や、ファミサポへの依頼内容として産前産後の家事も OK とするなどが考えられるため検討して頂きたい。

第5章 あおぞらランド

第1 施設の概要（運営母体、職員の人数・配置状況、遊具その他の設備、内容沿革、サービス内容、申込者数・利用者数・空き状況等）、施設の理念やサービスの特色

1 運営母体、沿革

通所する児童の保護者で構成される保護者会（運営委員会）が運営している。法人格はないが、会則があり、例年1回総会が実施され、会計報告が行われている（権利能力なき社団であると考えられる。）。

昭和年間から「あけぼの」（市内初の学童）という施設であったが、平成12年に「あおぞらランド」に名称を変更している。

2 職員の人数・配置状況

（1）構成

職員の種類としては、常勤職員、非常勤職員、アルバイトの区別がある。概ね例年この程度の人数である。一度に勤務しているのは、常勤職員2名、非常勤職員2名であり、非常勤職員はシフトを組んで対応している。

① 常勤職員（2名）

あおぞらランドの運営全般を担当する

② 非常勤職員（6名）

子ども達の保育を担当する

③ アルバイト（令和4年度は4名）

長期休暇の際に人手が不足するので、その期間中に子ども達の保育を担当する。

放課後児童クラブ支援員という資格があり、研修を受ければ登録できる。現在のところ、常勤職員2名、非常勤職員3名が取得している。取得については任意である（資格がないと保育ができないわけではない）が、その都度案内はしているが、非常勤職員全員が希望しているわけではないので、全員が取得するには至っていない。

（2）男女比等

常勤職員1名を除き、残りは女性である。非常勤職員は、30代2名、40代2名、50代2名という構成である。

（3）待遇（諸手当、加算除く）

金額については運営主体である保護者会が決定しており、本往査時点の待遇は以下の通りである。待遇改善が必要であると認識はしているものの、予算の関係で増額はなかなか難しい。

① 常勤職員

月額16万5000円

② 非常勤職員

時給900円（1年ごとに10円加算）

③ アルバイト

時給900円（最低賃金変更までは870円）

（4）申込者数・利用者数等

放課後児童クラブでは、申し込みの受付や利用者の選定は各運営団体に任されているので、申し込み受付や選定は当施設で行っている。施設に利用申込書を提出してもらい、マスキング&必要事項を整理のうえで、保護者会が選定している。選定の基準について明示的な規定

はなく、代々口頭で伝えられている（母子・父子家庭優先など）。保護者会から意見を求められたら答えることもある。

職員配置及び施設面積から、定員は30名程度であり、いつも定員満席である。令和4年度の学年退所、卒業があれば受け入れている。利用者は全員が清水小学校の生徒である。

（5）サービス内容

子を預かる時間帯は以下の通りである。

- ① 平日（授業がある日） 11：00～19：00
- ② 土曜日 8：15～19：00
- ③ 長期休暇（夏休み等） 8：15～18：00

また、宿題がある場合には宿題をさせた後に遊ばせるようにしている。年2回程度のバス旅行のほか、普段しない体験をさせたいという目的で小規模な稲作を行っている。

入所段階でアレルギーの有無などを確認している。昼食が発生する場合には、家庭から持参させるか、弁当屋に弁当を注文することも可能（有料）。旅行時には弁当を配布している。弁当についてはあらかじめメニューを保護者に提供し、アレルギーの確認をしてもらっている。おやつについてはおやつ代を徴収していることから、施設が準備している。

（6）運営状況等

「自分のことを自分でできるように」「相手のことを考えられる」子どもになって欲しいと考えている。学校と異なり特別な指導をしているわけではないが、子ども達と話をするなかで伝えている。

職員間の情報共有は手書きの日報を利用している。日報はその日の様子を気付いた職員がその都度記入している。日報は日ごとに管理してお

り、児童ごとでは作成していない。データ化はされておらず、全て紙媒体で管理している。重大事故ではない事故（児童が怪我をするなど）や苦情があった場合の記録は特別作成していない。日報に記載するか、会話内容などを各職員がメモし、クリアファイルにまとめている。

職員全体の会議は2ヶ月に1回程度。子ども達が来る前と帰ったあとにはミーティングを行っている。苦情があった場合には常勤職員で対応し、それでも対応が難しいと感じた場合には保護者会に相談し、間に入って話し合いをしたことはある。佐世保市役所に相談し、助言をもらったこともある。

（7）課題

ヒアリングの結果、以下の通りの課題があるとのことであった。

① 募集をかけてもなかなか求人が来ない

待遇面の悪さ、就労時間・勤務形態（普段は夕方の勤務が主だが、長期休暇には終日のどこかで勤務してもらうことになる。子育て中の人であると働きづらい時間帯であるなど）、対応が難しい子ども・両親の対応への負担が原因であると考えられる。

② 職員が悩んだときに相談する場所、窓口がない

ミーティングの際に情報共有や悩みの相談は聞いているが、専用の窓口や相談機関はない。

第2 施設の予算額、支払額、不用額

人件費や水道光熱費の上昇により経営は圧迫している。教材費（おもちゃや書籍、各種イベントでのプレゼント代など）がこれまでは年間2

5万円程度確保していたが、現在は20万円程度しか確保できていない。購入先の精査などの工夫により保育の質は下げないように努力はしている。

第3 施設の設定、備品の購入、保管の状況。

児童用、職員用スペースがワンルームになっている。棚や押し入れにおもちゃや本を収納している。

玄関を含めて3カ所の出入り口があり、避難経路と想定している。また、職員用スペースに消化器を配置している。子ども達がいたずらをしないために分かりにくい場所に置いている。

第4 保育料等の利用料金の徴収状況

利用料については上限があるものの、各施設の判断で決められるので、当施設では保護者負担の利用料（月額9500円。おやつ代を除く）が発生している。所得などに応じた金額にはしていない。金額については保護者会の総会で決定している。現時点で滞納は生じていない。従前は8500円であったが、人件費や水道光熱費の負担により経営が苦しく、増額することになった。

第5 指導指針、マニュアル、指導内容及び結果

事故発生時や防災に関するマニュアルはあるものの、児童や両親に対する指導マニュアルは作成していない。佐世保市が施設を指導する際のマニュアルがあるかどうかは把握していない。

第6 施設内で発生した保育に関する苦情等について、通報窓口の構成、通報件数、通報内容及びその通報に対する対応状況（特別監査が実施されている場合には、その調査内容及び監査の結果）

重大事故（骨折など）が生じた場合には佐世保市に報告することになるが、過去10年以内に、重大事故の発生はない。

第7 利用者からの各種アンケートの結果

毎年1回保護者向けのアンケートを実施し、結果を掲示板で開示している。

第8 障がいや持病を持つ幼児・児童、外国人の幼児・児童の受け入れ状況、受け入れるに当たって必要な準備・対応・コスト

本往査時点では自閉症1名、知的障害1名（いずれも現時点で小2）の受け入れがある。障害の加算により職員1名のコストの一部を賄っている。これまでも概ね常に1～2名程度の障がい児は在籍していた。設備面、人員面から、受け入れられても2名が限度であり、それ以上の申し込みがあった場合には断らざるを得ない。身体障がいを持つ児童が入所を希望した経験は無いが、設備を考えると、重度の場合には断らざるを得ないと認識している。

また、持病を持つ児童の受け入れ実績は無い。仮に入所した場合には、医療等のサービスに連携をとる体制はない。

ハーフの児童を受け入れることは多いが、両親や児童が日本語を話せない場合には対応が難しいので断っている。

第9 施設における児童や職員に対する指導マニュアルや怪我等の防止に関するガイドラインの有無。スクールバスがある場合には、閉じ込め防止策の有無。

事故発生や防災に関するマニュアルはある。ただし、防災に関して計画は作っていたものの訓練は特段してこなかったため、本年度より消防署の協力を得て消化器の訓練を始めた。

児童に向けては、防災を勉強できるカードによる学習や避難訓練を行っている（年3回程度）。しかし、職員向けの訓練は行っていなかった。

不審者対策は特段していない。スプレーなどの常備はなく、営業時間中は施設の施錠はしていない。

第 5 部

総括

第1章 全体的な評価・意見

1 子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行について

財政については、市全体の予算のほか、子ども未来部の予算について資料提供を受けた。

既存の予算執行について、法令に明確に違反するようなものは見当たらず、これは評価できる。佐世保市の発展のためには子育てしやすい街作りは不可欠である一方、佐世保市の財政が従来より厳しい上に、その好転が容易に見込めないことを考慮すると、予算の配分にあたり、支出の見直しや行政改革を通して、十分な予算の確保を検討していただきたい。

2 将来における子ども子育て支援の方向性について

今後、少子高齢化に伴い、地域の子どもの数や生産年齢人口の減少がますます進んでいくと考えられる。そして、核家族化などの影響により地域のつながりの希薄化等が進んでいくことも想定される。そのため、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。

人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策、保育所の役割を踏まえた保育士の量的確保策や資質の向上策、ファミリーサポートセンターなど地域の子育て支援など保育所が担うべき役割・関係機関との連携等を十分に検討していただきたい。そういった検討を十分に行い、広く発信することで、佐世保市への人口流入、佐世保市全体の活性化につながることを想定できる。

3 子ども子育て支援における広報の重要性について

佐世保市は子ども子育て支援のために多様な事業を行っている。これらを確実に効果的に実施することは当然のことであるが、これらの事業を

実施していることや事業の内容、その有益性や意義について、SNS、ホームページ、広報誌や各種研修・講演会などを通じて、より多くの市民に積極的に発信することが重要であると考えます。その際には、単に事業の内容説明に終始するのではなく、体験者のインタビューを記事にする、研修において体験者から実体験を話してもらい、可能であれば実際に体験してもらい、など有益性や意義がよく理解できる方法を取るべきです。

第2章 意見及び評価等

子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行につき、法令、大綱等内規等を調査し、過去の事例、事務処理の現状について確認した結果

13件の評価、52件の意見

を呈示した。なお、区分について【評価・意見】としている部分については、1つあたり評価1件・意見1件と計上している。

本件の監査を通じて、子ども未来部をはじめ関係各所にて、子ども・子育て支援事業の推進のため、適切な支出の努力が垣間見えたところであるが、さらなる適正化のため、本報告書の結果を役立てていただければ幸甚である。

